

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
100	26年 10月28日	27年 1月29日	銀行等による 保険販売にお ける弊害防止 措置の維持	<p>【具体的内容】 ・銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。</p>	明治安田生命保険相互会社	金融庁
101	26年 10月28日	27年 1月29日	信金法に基づ くリスク管理債 権の開示と金融 再生法に基づ く資産査定 の開示の一本 化	信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とでは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっていることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。	全国信用金庫協会 信金中央金庫	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
102	26年 10月28日	27年 1月29日	特定融資枠契約に関する法律における借主の範囲に信用金庫連合会を追加	<p>特定融資枠契約法第2条には特定融資枠契約の借主となれる者が限定列挙されており、運用対象者が大会社等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入人を保護することにあると思われるが、金融取引に関して十分な知識・信用力・交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となれる者に加えても問題ないと考えられる。</p> <p>よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。</p>	全国 信金 信中 央金 庫協 会	金融庁
103	26年 10月28日	27年 1月29日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	<p>本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員は、自らの勤務先の融資取引の内容を承知していないのが通常であり、勤務先の取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会まで一方的に阻害しており、過剰な規制といわざるをえない。</p> <p>また、協同組織金融機関は相互扶助組織の性格を鑑みて、融資先であっても法人会員については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等は一律にサービスを受けられない不合理が生じている。</p> <p>平成23年9月に公表された規制の見直しでは、本事項について、モニタリング結果において殆ど問題事例が見あたらないにもかかわらず存置されており、消費者利便の観点からも不合理な措置は早急に見直しを行っていただきたい。</p>	全国 信金 信中 央金 庫協 会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
104	26年 10月28日	27年 1月29日	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	<p>保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害の可能性から設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念はなく、適用から6年以上経過も融資先顧客と当該商品によるトラブルは皆無である。</p> <p>本規制の対象範囲(保険及び金額)についても、例えば、「疾病診断を保険事故とし、かつ、事故発生後の被保険者の生存を保険事故とする保険」の対象となる疾病保険は、市中で殆ど販売されておらず形骸化している。また、第三分野商品に設けられた不合理な給付金額による制限は、平成26年5月成立の改正保険業法で新たに定められた、意向把握義務の主旨(顧客の意向に沿った商品提案)にも相反する事前規制である。本法施行までに速やかに見直し願いたい。</p>	全国信用金庫中央金庫協会	金融庁
105	26年 10月28日	27年 1月29日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	<p>本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない特定の生命保険商品のみ設けられた規制であり、妥当性を欠いている。</p> <p>また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入機会まで一律制限するものであり、顧客利便を損なっている。</p> <p>特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広であり、調査・管理負荷のみならず、極めて広範囲に対象となる顧客自身の理解が到底得られるものではない。</p>	全国信用金庫中央金庫協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
106	26年 10月28日	27年 1月29日	共済代理店の 範囲の見直し	<p>平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。</p> <p>生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生の更なる向上につながると考えられる。</p> <p>利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。</p>	全国 信用 中央 金庫 協会	厚生 金融 労働 省
107	26年 10月28日	27年 1月29日	保険販売業務 に係る非公開 情報保護措置 の撤廃	<p>信用金庫が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに保険募集に利用することは禁止されている。</p> <p>この規制は信用金庫が保険販売を行う際にのみ適用される規制であり、既に顧客の個人情報の利用は個人情報保護法に基づく利用同意を得ていることから、これに加えて非公開情報の利用の同意を得る必要はないと考えられる。</p> <p>こうした過剰な規制は、顧客に対する総合的な金融サービスの提供を阻害する要因となるため、信用金庫に求められているコンサルティング機能を十分に発揮できない。速やかに非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。</p>	全国 信用 中央 金庫 協会	金融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
108	26年 10月28日	27年 1月29日	個人型確定拠 出年金の加入 対象範囲の拡 大	<p>現状の個人型確定拠出年金の加入対象者の範囲は、原則として、(1)国民年金の第一号被保険者、(2)国民年金の第二号被保険者のうち企業年金等対象者(企業型確定拠出年金、厚生年金基金および確定給付企業年金等の加入者)でない者に限定されている。</p> <p>個人型確定拠出年金が有する公的年金補完機能の今後の拡充の必要性を勘案すると、(2)については、企業型確定拠出年金との重複加入のみを制限するよう加入対象範囲の拡大について検討願いたい。</p>	全 国 信 用 中 央 金 庫 協 会	厚 生 労 働 省
109	26年 10月28日	27年 1月29日	金融商品販売 担当者(いわ ゆる営業職 員)による確 定拠出年金運 営管理業務の 兼務の禁止の 緩和	<p>金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。</p> <p>そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。</p>	全 国 信 用 中 央 金 庫 協 会	厚 生 労 働 省 金 融 庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
110	26年 10月28日	27年 1月29日	確定拠出年金の脱退要件のさらなる緩和	年金確保支援法の成立により、脱退要件の一部緩和が認められたものの、依然として個人型確定拠出年金の加入者および運用指図者の中には、長期にわたる加入期間中において、一定年齢到達などの受給要件を満たさない限り、不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられる。 そのため、例えばペナルティ課税を前提に任意に脱退できるようにするなど、規制のさらなる緩和を検討願いたい。	全国信用金庫協会	厚生労働省
111	26年 10月28日	27年 1月29日	確定拠出年金の運用商品の除外に係る手続きの緩和	運用商品の除外にあたっては、運営管理機関の専門的知見に基づき、継続的に提示することが適切でないと判断した運用商品について、選択している加入者等全員の同意を得る必要があるとされているものの、加入者等の全員の同意を得ることは事実上困難である。 については、加入者等の全員の同意ではなく、3分の2以上や過半数以上といったような、加入者等のうち一定数以上の同意があれば除外可能とするなど、手続きの緩和を検討願いたい。	全国信用金庫協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
112	26年 10月28日	27年 1月29日	確定拠出年金 運営管理機関 の変更届出事 項の簡素化	<p>確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から2週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。</p> <p>この中で、法人の場合、役員の氏名・住所および兼職状況に変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担の削減を鑑み、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を行っていただきたい。</p>	全国信用金庫協会 中央金庫	厚生労働省
113	26年 10月28日	27年 1月29日	マッチング拠 出における掛 金の上限規制 の緩和	<p>マッチング拠出の加入者掛金の設定に当たっては、(1)事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、(2)事業主掛金を超えてはならないとされている。</p> <p>事業主掛金が少額の加入者については、上記(1)の限度額にゆとりがあったとしても、上記(2)の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができないことから、上記(2)の規制を撤廃するよう検討願いたい。</p>	全国信用金庫協会 中央金庫	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
114	26年 10月30日	27年 1月29日	昭和55年行政書士法改正における経過措置に係る行政書士の社労業務について電子申請を可能にすること	<p>行政書士法附則(昭和55年4月30日法律第29号)2(経過措置)で定める社会保険労務士法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができる行政書士には、現在、それについて書面での申請等はできますが、電子申請の手段がありません。社会保険労務士に用意されている電子申請の手段と同等のものが用意されることを要望します。</p> <p>要望理由 行政書士の提出代行等を法文化した昭和55年の行政書士法の改正の際に、行政書士と社会保険労務士の業務分掌が進み、以後、行政書士は、社会保険労務士業務を行うことはできないこととされました。ただし、改正法の施行の際、現に行政書士会に入会している行政書士は、前述の事務を業とすることができるという経過措置が附則に規定されました。提出代行は、附則には言及されていませんが、平成10年に労働省及び社会保険庁が都道府県等に出した通知により、経過措置に係る行政書士に関しては、従来行われてきた申請等の事実行為を行うことが許容されていることが確認され、経過措置行政書士による提出は官公署において許容されています。政府が、わが国の行政を電子化し、利便性・サービスの向上が実感できる電子行政を実現していこうとしている今日、政府の要請に応え私たち士業がその申請を電子化していくことは、私たちが利便を享受するというだけでなく、依頼者に対するサービスの向上に資するという大きな効果があると思います。そのような状況下において、社会保険労務士には、厚生労働省により電子申請の手段が用意されましたが、経過措置行政書士による申請等は、依然として書面でのものにとどまり、電子申請の手段が用意されていません。国民の利便という視点からも、電子申請の手段が、経過措置行政書士にも用意されることを切に要望します。</p>	日本行政書士会連合会	厚生労働省
115	26年 10月30日	27年 1月29日	車検期間は3年とすべきである	<p>乗用自動車の車検期間はすべて3年とすべきである</p> <p>理由 車検期間は新車新規と輸入自動車(中古車を含む)が初度登録として3年、中古車の新規検査は2年とされている。中古車ユーザーの不公平感が解消されず、車検期間の差別的付与に関する合理的な理由がない。</p>	日本行政書士会連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
116	26年 10月30日	27年 1月29日	銀行等による 保険募集に係る 弊害防止措置の 維持および実効性 確保	<p>< 提案内容 ></p> <p>・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。</p> <p>・また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。</p> <p>< 提案理由 ></p> <p>・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。</p> <p>・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。</p> <p>・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。</p> <p>・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。</p> <p>・特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。</p>	日本生命保険相互会社	金融庁
117	26年 10月30日	27年 1月29日	生命保険募集 における従業員 等の保護等に 係るルールの 維持および実効性 確保	<p>< 提案内容 ></p> <p>・法人である生命保険募集人等(以下「法人生保代理店等」)による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者等を含めていただきたい。</p> <p>< 提案理由 ></p> <p>・法人生保代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。</p> <p>・現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。</p> <p>・なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。</p> <p>・ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者等は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が急激に進んでいることや、近時の雇用環境の悪化によって派遣労働者等の就労環境が深刻になっていること等を踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者等も当制度の保護対象に追加することが必要である。</p>	日本生命保険相互会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
118	26年 10月30日	27年 1月29日	国のリース契約の長期継続契約化	<p>【内容】 国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。 リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。</p> <p>【提案理由】 現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。 国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</p>	リース事業協会	財務省
119	26年 10月30日	27年 1月29日	銀行または銀行持株会社のリース子会社が取り扱う不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和	<p>【内容】 債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務をリース債権の回収、不動産の保有・管理及び売却に限り規制を緩和すること、又、早期処理を行うための部署、若しくは担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行う等の措置を講じた上で、銀行又は銀行持株会社のリース子会社（以下、リース子会社）が、新たに第三者と賃貸借契約を締結することを認めること。</p> <p>【提案理由】 リース子会社における不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針において「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。一方、債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者と第三者との契約の範囲内で第三者との間でリース子会社が直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付帯する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあると考えられる、との金融庁回答がある。 債務者のデフォルト時、リース会社が新たな第三者と直接賃貸借契約を締結することが認められると、テナントにとっては債務者デフォルトによる不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来どおりの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから、リース会社にとっても損失を極小化することに繋がり、経営の健全性にも資する。本業務内容は、銀行及び銀行持株会社の自己競落会社に既に認められた業務であり、財務の健全性維持やリスク管理の観点からも適切と考えられ、特段の弊害も無いと考えられること等を勘案し、リース子会社が対応可能な業務として明文化していただきたい。</p>	リース事業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
120	26年 10月30日	27年 1月29日	銀行または銀行持株会社のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和 ・リース取引の範囲	<p>【内容】 現在、銀行または銀行持株会社のリース子会社(以下、リース子会社)が行うリース業務は、「機械類その他の物件を使用させる業務」として定められているが、リース子会社が負担するリスクが実質リース取引の範囲内に限定される「サービス・役務提供」業務も、リース子会社が営むリース業務として明示的な措置を講じること。</p> <p>【提案理由】 昨今、顧客ニーズの多様化、変化により、リース子会社に対して、一般的な設備リースに加えて、リース物件に付随する以下のようなサービス・役務提供が一体となった「サービス契約」として「支払を一本化したい」というニーズが高まっているものの、リース子会社が形式的にでもサービス・役務提供者になることは業務範囲規制により認められていない。 (例)・リース物件で加工する原材料供給やリース物件のメンテナンスサービス等 ・リース物件がエネルギー供給装置の場合は、ガス等のエネルギーの供給 ・エネルギー削減サービス(ESCO)のようなコスト削減サービス等 上記のような顧客ニーズを満たすため、リース子会社が「形式的にサービス・役務提供会社となる」以下のような取引は、リース業務の範囲内として明示的に措置を講じること。 リース子会社は設備等の選定には一切関与せず、設備等はサプライヤーから顧客に直接導入され、リース子会社は、顧客へのメンテナンスやエネルギー供給等のサービス・役務提供を、サービス・役務提供会社に業務委託し、同社が顧客に直接行い、サービス・役務提供の責任負担は同社にあり、サービス・役務提供の一部又は全部が未履行となり、顧客からサービス料の支払いの一部又は全部が停止となった場合は、リース会社は同社から補填を受け、 また、サービス・役務提供会社が信用不安等となった場合、代替業者を用意するかサービス契約を予め規定した違約金(リース物件の未回収元本の範囲内での支払い)をもって解約できるもの。 すなわち、リース子会社が負担するリスクは、役務提供に必要な設備投資資金の回収リスクのみであり、設備の瑕疵担保責任はサプライヤーが負担、サービス・役務提供に係るリスクはサービス・役務提供会社が負担することになり、リース子会社は一切負担しない。リース子会社はあくまでも形式的なサービス業者・役務提供者の立ち位置に入るだけであり、リース子会社が負担するリスクは、実質的には設備リース(含むオペレーティングリース)のリスクと同質のものに限定されることから、異種のリスクを抱えることにはならない。</p>	リース事業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
121	26年 10月30日	27年□月29日	銀行または銀行持株会社のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和 - リース目的で購入した物件の売却	<p>【内容】 銀行または銀行持株会社のリース会社がリース目的でメーカーに発注した新品の物件(例えば飛行機、船舶等発注から納品まで長期間要する物件)について、大幅な景気変動等を理由に経済的にリース契約を締結出来ない事態が生じた場合に、一定の条件のもと売却を可能とする制度を導入すること。</p> <p>【提案理由】 発注から納品まで長期間を要するリース物件(航空機・船舶等)については、リース目的で発注したにも関わらず、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況が生じうる。斯かる状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないとすれば、銀行系リース会社は、リース契約を締結しない状態で、当該リース物件を長期間保有せざるを得なくなり、その結果、銀行系リース会社が抱える物件価値変動リスクは、想定外に増加することとなる。 また、上記の通り、想定外の物件価値変動リスクを抱えるとした場合、銀行系リース会社は、プライシングに当たって、銀行系以外のリース会社が織り込む必要の無い、リスクを織り込まざるを得なくなり、その結果、競争力のあるプライスを提示出来なくなる懸念がある。 以上の通り、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないとすれば、銀行系リース会社は、想定外の物件価値変動リスクを抱え、また、競争力のあるプライシングが出来ない懸念が生じる。逆に、当該リース物件を新品のまま売却出来れば、銀行系リース会社は物件価値変動リスクの低減を図ることが出来、ひいては、銀行持株会社のリスク低減にも資すると考える。また、その結果、より合理的なリスクテイクが可能となる為、より競争力のプライシングが可能となり、ひいては、適正な市場形成を通じて、顧客利便性の向上に資するものとする。 以上より、銀行持株会社のリスク低減のためにも、リースを活用した産業振興を図るためにも、銀行系リース会社に限って設けられた規制は撤廃すべきと考える。 また、本件はリース子会社のリスクマネジメントに資することとなり、銀行または銀行持株会社のリスク軽減につながり、間接的には預金者保護にも繋がるものと思料されること。</p>	リース事業協会	金融庁
122	26年 10月30日	27年 1月29日	銀行または銀行持株会社のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和について 船舶のオペレーティングリース	<p>【内容】 銀行または銀行持株会社のリース子会社(以下、リース子会社)が行う船舶リースにおいて、船員手配、燃油代込等の船舶管理を含む船舶オペレーティング・リースは、現状では明確に認められていない。船舶管理業務等をリース業務に附帯する業務として明確化すること。</p> <p>【提案理由】 近年、海運会社では、船員の手配、燃油代管理等の船舶管理を含むより流動的なTimeCharter(TC)での調達ニーズが増加している。船舶管理等の業務をリースの附帯業務と整理できると、TC契約上で、リース子会社が形式的に当該船舶管理業務を請け負った上で第三者に運営を委託することも可能となるなど、ユーザーのニーズに資するものであると考える。</p>	リース事業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
123	26年 10月30日	27年 1月29日	金融機関の リース子会社 に係る業務範 囲規制の緩和 他社保有 資産の鑑定業 務等	<p>【内容】 銀行の子会社として、他社保有資産の鑑定業務や販売・処分先の斡旋業務を可能にすること。</p> <p>【提案理由】 中古物件の売買と併せての包括的な資産処分業務をユーザー等へ提供できるようにすることができる。</p>	リース 事業協 会	金融 庁
124	26年 10月30日	27年 1月29日	金融機関の リース子会社 に係る業務範 囲規制の緩和 について 再生可能エ ネルギー発電 事業	<p>【内容】 金融機関のリース子会社の再生可能エネルギー発電事業等のリース契約について、ユーザーデフォルト時に資産を売却する間に限り、再生可能エネルギー発電事業を認めること。</p> <p>【提案理由】 ユーザーデフォルト時に再生可能エネルギー発電事業を認めることにより、金融機関のリース子会社の損失額が低減する。</p>	リース 事業協 会	金融 庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
125	26年 10月30日	27年 1月29日	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	<p>【内容】 銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。当該「子銀行から」の収入要件を、「子銀行または金融関連業務を行う会社から」の収入要件等に緩和すること。</p> <p>【提案理由】 金融関連業務は銀行業務との一体性、関連性が高く、金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社は、銀行からの収入を条件とせず、金融関連業務を営む会社からの収入依存度規制のみでも弊害はないと考えられる。また、従属業務を営む会社のうち金融関連業務を営む会社の子会社にとっては、「銀行」からの収入条項があることによって、事業の効率性が阻害されているおそれがある。本規制は、親銀行等から1円でも収入があれば足りるという内容であり、本要件を緩和することに特段の影響はないものと考えられる。</p>	リース事業協会	金融庁
126	26年 10月30日	27年 1月29日	廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し	<p>【内容】 リース会社が排出する繊維くずについては産業廃棄物とする特例を設ける等、リース会社が産業廃棄物処理業者に処理を委託できるようにすること。 リユース、リサイクルが可能なリース終了物件について、廃棄物処理法の適用除外とすること。</p> <p>【提案理由】 繊維くずについては、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業・建設業から排出される繊維くずのみ、産業廃棄物として定義されているため、リース会社が顧客から返還されて廃棄物として排出する布団、カーテン、制服等の繊維製品は、一般廃棄物として取扱われている。一般的にリース会社が排出する廃棄物は大量になることが多く、一般廃棄物としての処分は困難であり、また産業廃棄物処理業者への処理も委託できない。本件見直しを行うことにより、適正な廃棄物処理を促進し、環境面における社会貢献に寄与できる。満了物件の市場価格が引取(運搬)費用より小さい場合は、リユース、リサイクルが可能な物件であっても廃棄物とみなされ、廃棄物処理法に沿った処理が必要となる。この為、リユースが可能であるにも拘わらず、その収集運搬には廃棄物収集運搬業の許可が必要等、国策である3Rの阻害要因となる規制が存在している。</p>	リース事業協会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
127	26年 10月30日	27年 1月29日	廃棄物処理に係る電子マニフェストの登録期限見直し	<p>【内容】 電子マニフェストの登録期限設定期日について、「廃棄物の引渡日より3日以内」から「廃棄物の引渡日より3営業日以内」と変更すること。</p> <p>【提案理由】 取引実務において、現行設定期日では土日・祝祭日を含むものとなっており、年末年始や連休前日の引渡の場合、当日登録を失念すると違反状態となる状況が考えられる。 当該日程を考慮した廃棄物の引渡しとすることが必要とされること等になり、実際の取引実務と乖離した設定となっていること。</p>	リース事業協会	環境省
128	26年 10月30日	27年 1月29日	放置駐車違反における車検証上の使用者責任の減免	<p>【内容】 放置駐車違反における車検証上の使用者責任を減免すること。</p> <p>【提案理由】 平成18年6月施行の改正道路交通法第51条の4第4項では、公安委員会は車両の使用者に対し放置違反金の納付を命じることができると規定しており、レンタカー利用者が放置違反金を支払わない場合、車検証上の使用者であるレンタカー会社に納付命令書が送付されることになった。 レンタカー業界として警察庁と違法駐車連絡体制を構築したが、悪質なレンタカー利用者による駐車違反は後を絶たない。一部の悪質なレンタカー利用者のコストを他の多くの善良な利用者が結果的に負担することになり、不公正である。 要望が実現した場合、悪質なレンタカー利用者によるコストが削減され、レンタカー料金の低下につながる可能性がある。また、違反金を納付しない利用者がレンタカー会社を介在せずに、直接、警察から指導を受けることにより駐車違反の抑止効果が見込まれる。</p>	リース事業協会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
129	26年 10月30日	27年 1月29日	レンタカー事業における車庫法上の保管場所に関する規制の緩和	<p>【内容】 レンタカー事業における車庫法上の保管場所に関する規制を緩和すること。</p> <p>【提案理由】 車庫法によって、レンタカー事業者は都市部や駅周辺であっても、営業店舗から2kmを超えない範囲で車両数に相当する駐車場所を確保しなければならない。都市部や駅周辺に店舗を構えるレンタカー事業者にとって、駐車場確保はコストが高く、事業採算性から出店が困難になっている。現在の法規制下では、店舗立地の観点からレンタカー利用者の利便性が阻害されているのみならず、レンタカー利用者に駐車場確保の高いコストが負荷されている。また、レンタカー事業者が好立地の駐車場を押さえることになり、近隣住民や企業が駐車場を確保しづらくなっている面も否めない。 レンタカー事業者が都市部や駅周辺に出店することが容易になれば、広範囲の地域で公共交通機関とレンタカーがリンクした移動手段が確立され、利用者の利便性向上のみならず、人の移動の活発化により地域経済の活性化にもつながるものとする。また、レンタカー事業者の駐車場が分散することにより、都市部や駅周辺の駐車場を確保しやすくなり、近隣住民や企業にも恩恵が及ぶ。</p>	リース事業協会	警察庁
130	26年 10月30日	27年 1月29日	株式会社国際協力銀行(JBIC)における海外協調融資の対象拡大	<p>【内容】 JBIC行う海外進出(日系)企業の現地法人への各種協調融資に関し、JBICが規定する“民間金融機関”にリース会社を対象とすること。</p> <p>【提案理由】 JBICは、現時点では“民間金融機関”の定義にリース会社は含まれていないが、株式会社国際協力銀行法において「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ」と規定していること、また最近では、リース会社にも各種の外貨資金支援の要請が増加していることも踏まえて、リース会社としても同制度を通じて日系企業の海外進出に貢献すべく、リース会社もJBICの融資対象としての“民間金融機関”に含めること。</p>	リース事業協会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
131	26年 10月31日	27年 1月29日	外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	<p>・保険会社の海外展開に係る規制緩和については、本年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大を措置いただいたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備を検討いただいている。</p> <p>・上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用され、保険会社が外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について一定期間内に売却等による処分を求められる(監督指針Ⅲ-2-3-4(1)(5))。</p> <p>・一方で、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうる。</p> <p>・保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。</p>	生命保険協会	金融庁
132	26年 10月31日	27年 1月29日	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>・施行規則において保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販社契約の締結の代理」を追記頂きたい。または、現行監督指針において「ビジネスマッチング業務」として「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」が規定されているが、これに加えて、保険会社による投信商品の一覧の紹介および投信商品の説明が可能となるよう追記いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>・現行法令上、保険会社の業務範囲については、保険業法第98条の「その他の付随業務」、監督指針Ⅲ-2-14-1の「ビジネスマッチング業務」に基づき、「有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」を行うことが認められている一方、公募投信の「個別の商品内容」に係る紹介及び説明は認められていないと解されている。</p> <p>・しかしながら「ビジネスマッチング業務」として、保険会社が系列投信会社等を金商業者等へ紹介した結果、当該金商業者等から、系列投信会社等が取り扱う個別の投信商品の内容に関する照会を受けることがあるが、現在の「ビジネスマッチング業務」では保険会社で対応することは認められていないと解されているため、改めて系列投信会社等自身が当該金商業者等に対する個別の商品内容の紹介及び説明を行う等の煩瑣な手続が必要となっている。</p> <p>・また、投信会社側からみても、自らの営業体制だけでは、多くの金商業者等に対して、広く商品提供することが困難なものもあり、国民の視点からは、多様なニーズに応える投信商品の提供を受ける機会を逸しているとも言える。</p> <p>・このため、左記の通り、施行規則上保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販社契約(投資信託委託業者が金融商品取引業者または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取り扱い等に関する契約」の締結の代理」を追記頂きたい。または、現行監督指針上「ビジネスマッチング業務」として規定されている「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」に、「当該投資信託委託会社又は資産運用会社が提供する商品の一覧の紹介・当該商品の説明」も含まれる旨追記いただきたい。</p>	生命保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
133	26年 10月31日	27年 1月29日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること ・上記要望が実現しない間も、企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等個人型に拠出できない者の中途脱退要件について、資産額の基準を現行基準から少なくとも100万円以下に引き上げるとともに、請求可能期間の要件を撤廃すること ・また、退職時の企業型での中途脱退要件について、資産額の基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額(1.5万円以下)である場合は、受給可能。 (3)企業型から個人型への移行者で、個人型年金加入者となる資格がない場合は、資産が少額(50万円以下)かつ加入資格喪失後2年以内であれば受給可能。 (4)継続個人型年金運用指図者であって、資産額が少額(25万円以下)の場合は、受給可能。 ・上記のとおり、確定拠出年金における脱退一時金の受給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。 	生命保険協会	厚生労働省
134	26年 10月31日	27年 1月29日	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること ・50歳未満の退職者について、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したときに支給するものであることとされている。 ・そのため、定年年齢が65歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、50歳0ヶ月で退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、49歳11ヶ月で退職した場合は、60歳まで年金開始とならない。 ・このように、所得が確保できている在職中の年金開始や、公的年金の支給開始前の退職直後に年金開始できないことは、公的年金とあいまって老後の所得を確保することを担う企業年金の役割を阻害する要因となっている。 ・特に、50歳未満退職者の50歳～60歳の間における老後の生活資金としての年金受給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることは早期退職を利用等の自由な人生設計を阻害する要因となっている。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも50歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。 ・これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。 	生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
135	26年 10月31日	27年 1月29日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった時のみに限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。 ・企業のアライアンスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行なうケースも多い。 ・中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、その合併などに伴い中小企業者に該当しなくなった場合を除いて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当することができず、退職金の事前積立金のスムーズな引継のニーズに対応できていない。 ・また被共済者にとっては、合併時などの退職時以外に解約手当金として返還されてしまうことになり、退職時所得としての本来の役割を果たせない状況となっている。 ・合併等により確定給付企業年金の制度変更時には労使合意を前提とする規制があるため、不当に被共済者の不利益になることは考え難い。 ・本要望は、中小企業退職金共済の利便性向上および確定給付企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。 	生命保険協会	厚生労働省
136	26年 10月31日	27年 1月29日	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限について、特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付を認める等の弾力化を図ること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされているが、事業主の裁量外のシステムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できない事態が生じた場合、当月分の掛金拠出は行われず加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。 ・また、既に確定拠出年金を実施している事業所が合併等により組織再編を行う場合において、確定拠出年金規約の申請手続きに期間を要し合併日等の属する月の末日までに規約が承認されないときは、合併日等の属する月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなる。このような場合においては、合併日等に遡及した規約の承認とともに、掛金の納付期限の弾力化が必要である。 ・納付期限が翌月末日に限定され何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であるため、上記の要因で掛金拠出が行われないことによる加入者の不利益回避の観点から弾力化が必要である。 ・本要望は、確定拠出年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。 	生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
137	26年 10月31日	27年 1月29日	確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法について、確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上定期的に払い込むことが可能となるよう弾力化を図ること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型では事業主は、一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限の範囲内で毎月につき掛金を拠出することとされている。 ・一方で、確定給付企業年金では事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出することが認められている。 ・本要望の実現により、他の年金制度との整合性を図ることは、確定拠出年金の普及促進、事業主の収納事務の効率化および運営コストの削減に資すると考えられる。 	生命保険協会	厚生労働省
138	26年 10月31日	27年 1月29日	閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続きにおいて、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に軽微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続きを執らなければならないとされている。 ・受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないIOB・OGであるため、労働組合等は同意に際し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。 ・本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。 	生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
139	26年 10月31日	27年 1月29日	確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金において選定されている運用の方法を除外する場合の手続きについて、企業型年金規約で定めるところに従って、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより除外することを可能とすること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、確定拠出年金法第26条において、運用の方法を除外する場合、原則として、当該運用の方法を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。 ・しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用の方法の除外は殆ど実施されていないのが実情である。 ・一方、長期にわたる確定拠出年金の運営においては、運用の方法の選定後の金融市場動向など様々な事情により運用の方法を除外することが加入者等にとっても利益となる場合がある。 ・また、確定拠出年金制度の実施から約10年を迎え、運用の方法にかかる費用(例:投資信託の信託報酬)が下がる等の理由で新たな運用の方法を追加する一方、既存の運用の方法の除外が実施されない結果、徒に多数の運用の方法が提示されることで加入者等の混乱をきたす恐れがあることから、実施事業主の間には運用の方法を除外したいというニーズがある。 ・運用の方法の除外につき、加入者等からの同意取得を原則としつつも、労働組合等の同意による除外も可能とすることで、事業主や加入者等にとって使い易い制度となり、制度の円滑な運営に資するものと考えられる。 ・なお、本要望は、第166回通常国会に提出された被用者年金一元化法案において、確定拠出年金法の改正内容として盛り込まれていたものである。(当法案は審議未了廃案) 	生命保険協会	厚生労働省
140	26年 10月31日	27年 1月29日	確定給付企業年金、存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続基準に抵触した場合において、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式を可能とすること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算に基づく財政検証において、継続基準に抵触した場合は、財政計算を行い、不足金を全て解消することとなっている。 ・継続基準の財政検証は、あくまで積立水準が一定の範囲(許容繰越不足金)を超えて不足していないか検証するものであること、また、少なくとも5年ごとに財政再計算を実施し、不足金をすべて解消することとなっていることから、継続基準に抵触した場合の財政計算においては、解消すべき不足金について、許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式が合理的である。 ・なお、平成21年7月27日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が発出され、平成24年3月31日までの期間の日を基準日とした継続基準に抵触した場合の財政計算については、下方回廊方式が認められていた。 	生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
141	26年 10月31日	27年 1月29日	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、掛金に係る規定の条項の移動等、確定給付企業年金では認められている実施事業所の増加に伴う変更等)こと ・確定給付企業年金と同様に、被合併法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならない、届出で足りる範囲は限定的である。 ・これまでも、平成26年4月の確定拠出年金法施行規則の改正などにより、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 	生命保険協会	厚生労働省
142	26年 10月31日	27年 1月29日	中小企業退職金共済から確定拠出年金の企業型への移行措置の導入	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、中小企業者に該当しなくなった時、確定拠出年金の企業型への移行を認めること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時の、中小企業退職金共済からの移行先として、現在、確定給付企業年金は認められているが、確定拠出年金の企業型は認められていない。 ・中小企業退職金共済は、中小企業にとって、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得の確保の役割も果たしており、事業主にとって2つの役割を区分することはできない。 ・確定給付企業年金と確定拠出年金の企業型は、共に企業の退職金制度の一部または全部を担う目的で普及している制度であるにもかかわらず、確定給付企業年金への移行は認められ、確定拠出年金の企業型への移行が認められないといった差異を設けるのは合理的ではない。 ・確定拠出年金の設立時には労使合意を前提とする規制があるため、被共済者の利益や権利が不当に阻害されることはない。 ・本要望は、中小企業退職金共済の利便性向上および確定拠出年金の普及促進に資するものであると考えられる。 	生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
143	26年 10月31日	27年 1月29日	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行を可能とすること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができることとされている。 これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。 移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。 本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものと考えられる。 	生命保険協会	厚生労働省
144	26年 10月31日	27年 1月29日	厚生年金基金における解散手続きの簡素化	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金の解散が円滑に進むよう、解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化(例えば、特例解散制度等における解散認可申請前の記録突合の効率化、解散認可書類の一つである責任準備金明細の簡素化)を図ること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、厚生年金基金の解散・他の企業年金制度への移行は、特例措置が適用される法施行(平成26年4月1日)から5年の間に集中することが想定される。 同法においては、基金の解散決議等に必要同意基準の緩和等の措置が図られているが、基金の解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化は図られていない。 基金の解散を円滑に実施するためには、意思決定のための要件を緩和するだけでなく、解散認可申請等に係る諸手続きを効率化・簡素化することによって、基金関係者の負担を軽減することが求められる。 本要望は、より円滑な解散手続きの実現に資するものと考えられる。 	生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
145	26年 10月31日	27年 1月29日	確定給付企業年金から確定拠出年金へ移換の申出にかかわる要件の緩和	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出にかかわる「移換先制度加入3ヶ月以内」の要件を廃止すること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出は、確定拠出年金加入3ヶ月以内であることが要件となっている。 ・一方で、厚生年金基金から確定拠出年金への移換の申出については、その要件は無い。 ・制度間の平仄の観点から、確定給付企業年金からの移換先制度加入3ヶ月以内の要件は廃止されることが望ましい。 	生命保険協会	厚生労働省
146	26年 10月31日	27年 1月29日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>生命保険募集人である法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールを引き続き維持していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が大きい。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。 	第一生命保険株式会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
147	26年 10月31日	27年 1月29日	確定給付企業年金の一時金給付額の制限の緩和	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金の一時金として支給する額の上限の計算にかかる下限予定利率の要件を緩和すること <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定の下限予定利率が、年金規約に定めた一時金を年金に換算する利率を超えた場合、当該下限予定利率で算定した一時金として支給する額の上限が、年金規約上の一時金給付額を下回ることとなる。 ・その際には、年金規約に定めた年金に利率を下限予定利率以上とする規約変更が必要となるが、過去の一定期間の市場金利の趨勢にもとづき変動する下限予定利率によって、労使合意にもとづく給付水準が変動することは望ましくない。 ・労使で定めた年金規約にもとづく権利義務関係を尊重する観点から、当該制限が緩和されることが望ましい。 	生命保険協会	厚生労働省
148	26年 10月31日	27年 1月29日	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。(ある生命保険会社では平成24年度に約100万件の税務関連の照会を受けている。)生命保険会社はこのような行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関等に対する回答を行っている。 ・行政機関等からの照会文書の様式の統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りに貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。 ・また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関等が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援を早められる可能性が見込まれる。(なお、警察庁との間では7月に様式の統一を実施済みであり、国税庁、厚生労働省との間では様式の統一に向けて検討を進めている状況) ・番号法では、制度を導入することにより、行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務署・福祉事務所からの照会は社会保障・税分野に係る行政事務にあたるが、行政機関等が個人番号を利用した照会を実施し、生命保険会社が個人番号を利用した名寄せを行うことができれば、一層正確かつ迅速な事務を実現することができる。 	生命保険協会	警察庁、内閣官房 財務省、総務省 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
149	26年 10月31日	27年 1月29日	住民票の写し等の請求事務の負担軽減	<p>内容 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍、戸籍の附票等の請求窓口の一元化(例えば総務省に専用窓口を設置)、または、各市区町村における住民票の写し等の請求事務の統一。</p> <p>理由 生命保険は保険期間が超長期で、契約者が保険期間中に複数回転居(高齢化により介護施設への入所も増加)することも多く、契約者から保険会社への転居の連絡が漏れ、保険会社からの連絡が不能となるケースがある。また、受取人を法定相続人としている場合、複数いる法定相続人の全員または一部の方の所在が確認できないケースもある。 こうした場合、生命保険会社は、保険金等の支払いや重要な通知等をするため、市区町村に対して当該契約者等の住民票の写し等を請求し、その所在を確認しているが、市区町村ごとに事務処理等が異なっており、生命保険会社に多大な負荷がかかっている。 また、契約者等が複数回(市区町村をまたいだ)転居している場合、最新の住所確認のため(1)住民票の写しから転居先を確認し、転居先の市区町村に対して改めて住民票の写しを請求するというを順次繰り返す(2)戸籍の表示された住民票の写しを請求して本籍を確認し、本籍のある市区町村に対して戸籍の附票の写しを請求するのいずれかを行なうが、(1)は、転居の回数分だけ請求手続をする必要があり、生命保険会社の負担が大きく、(2)は、当該住民票の写しの交付を拒否する市区町村があり、戸籍の附票が取得できないケースがある。請求窓口の一元化により、こうした問題をすべて解決することが可能となる。 なお、全国的に統一できる事務処理等については、「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」(平成20年12月19日総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課あて事務連絡)にて地方公共団体に取扱いを示していただいているが、今なおそもそも保険会社からの請求を受け付けられない市区町村もあるうえ、受け付けてくれる市区町村においても区々の取扱いがなされている(例えば、担当部署責任者印による申出に対する代表者印での再請求や登記事項証明書の添付要求等)。 このように、当該事務連絡の趣旨が全国レベルで徹底されていないことから、仮に請求窓口の一元化が措置困難であれば、次善策として、請求事務の統一を改めて徹底・推進していただきたい。</p>	生命保険協会	法総務省
150	26年 10月31日	27年 1月29日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<p>規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、加入者に不利益にならない変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化(例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、定年延長のみ等の給付額が減少しない変更については減額判定を省略、厚生局に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ること。その他の制度運営上の手続きについても、届出で足りる範囲を拡大すること(例えば、個人単位の権利義務移転の実施等)確定給付企業年金の規約の事業主、従業員の理解を促進するため、規約記載事項の簡素化を図ること</p> <p>確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならない。届出で足りる範囲は限定的である。厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成26年3月末時点で既に約14,000件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考えられる。これまで標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。なお、平成20年12月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月および平成26年4月の確定給付企業年金法施行規則の改正により届出事項の拡大等が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。確定給付企業年金の規約は、退職金規程等の事業主の規程と比較すると大変複雑であり(規約例では95条)、事業主、従業員の十分な理解が難しい。規約記載事項を給付に関する事項のみとする等、簡素化を図り、事業主、従業員の十分な理解を促進する。</p>	生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
151	26年 10月31日	27年 1月29日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険募集時の情報提供については、保険契約者の承諾があっても、電磁的交付が認められる書面が限定され、その方法も他業法と比較し、限定的である。 ・保険会社や募集人がIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らのIT技術の活用度合いに合わせた多様なサービスを安心して享受する観点から、利用者の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行っていただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険業法施行規則第53条第2項では、保険契約者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定しているが、一部の書面に対象が限定されており、電磁的方法については、送信者の電子計算機から情報を送信し受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法などが列挙されている(施行規則第14条の10)。 ・また、保険会社向けの総合的な監督指針II-4-2-2(5)では、契約概要、注意喚起情報について「書面を交付」するための体制整備を求め、電磁的方法による情報提供は非対面による場合のみ記載し、その場合でも「印刷や電磁的方法による保存」を例示している。 ・これに対し、銀行法では、商品情報について例外なく預金者の承諾を得て電磁的方法により提供することが認められている(銀行法施行規則第13条の3)。また、金融商品取引法でも同様の対応が認められた上(金融商品取引法第34条の2第4項)、金融商品取引業者等の電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載された記載事項を顧客が閲覧する方法等が許容されている(金融商品取引業等に関する内閣府令第56条)。 ・以上を踏まえると、契約概要・注意喚起情報など保険募集時の書面について、保険契約者の承諾を前提とするなど保険契約者等の保護を適切に図った上で、他の金融業法と平仄を合わせ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行うことが必要である。 ・これにより、保険会社や募集人が情報端末等のIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの選択により、紛失防止や自己の情報端末による随時の閲覧が容易になるなどIT技術の活用度合いに合わせた多様なサービスを安心して享受することが期待できる。 	第一生命保険株式会社	金融庁
152	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介の解禁	<p>投資家の保護、優越的地位の濫用防止、利益相反の防止などの適切な弊害防止措置を講じた上で、私募の取扱い及び売買の媒介に関しては、日証協の自主ルール上、協会員にグリーンシート銘柄以外の非上場株式の取扱いを認めるとともに、金融商品取引法上の登録金融機関の業務範囲に非上場株式の売買の媒介を追加し、銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介を許容されたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>□ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、①エクイティによる資金調達ニーズや、②販路や技術の補完を目的とした大企業等との出資を伴うアライアンスニーズが存在。また、オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。一方、大企業等側にも、オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するベンチャー企業等への出資、買収ニーズが存在する。現行制度上、銀行には、グリーンシート銘柄以外の非上場株式の私募の取扱いや株式の売買の媒介が禁止されているため、現状、これらベンチャー企業等と大企業等のニーズを結びつける機能は、紹介ベースの対応やその他の付随業務(M&Aに関する業務等)として認められる範囲に限定されており、「最終的に当事者間での株式の売買のみで取引が完結する少額M&A」や「マイノリティでのエクイティ調達・出資案件」については、顧客ニーズに必ずしも十分対応できていないのが実情。銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、ベンチャー企業等の株式の私募の取扱い及び売買の媒介が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるものと考え。また、IPO以外の投資の出口を整備することにもつながり、起業の活発化や非上場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。銀行に本業務を認めることで想起される、非上場会社は、ディスクロージャーが十分に行われていない場合が多く、投資家が不測の損害を被るおそれがあること、銀行による優越的地位の濫用や利益相反の防止を徹底する必要があるといった点については、例えば、非上場株式の電子募集取扱業務に係る情報提供義務(改正金融商品取引法第43条の5)に準じた義務の導入や、優越的地位の濫用や利益相反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、投資家の範囲を限定(いわゆる外形基準の導入)することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することにより対処可能と考えられる。なお、銀行に同業務を認めても、非上場株式自体を取得する訳ではないため、銀行の健全性に悪影響を及ぼす可能性は低い。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
153	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行本体によるプライベート・エクイティ投資に係る投資運用業の解禁	<p>以下の改正によって、銀行本体によるプライベート・エクイティ投資に係る投資運用業を解禁されたい。 金融商品取引法33条第2項各号に「投資事業有限責任組合の無限責任組合員として営む投資運用業」を追加 銀行法施行規則第1条の3第1項第3号に、「銀行がLPSの無限責任組合員となり、組合財産として保有する株式等の議決権(銀行の連結対象ではない会社のものに限る)」を追加 【要望理由】 □ 国内産業の強化・活性化の為、民間投資マネーを集め、国内企業の事業再編・事業承継・事業再生・成長支援・創業支援、及びインフラ投資(コンセッション・代替エネルギー)等への積極的なリスクマネーの投下を行う金融仲介機能の担い手が社会的に必要とされている。 ・銀行本体での投資家への資金募集の勧誘業務及び投資運用業ができるようになれば、広範な顧客基盤を有する銀行は、リスクマネーの仲介者として国内産業の発展に貢献できるようになると考えられる。 ・銀行は大手機関投資家として多くの企業や事業への投資を実施してきた実績を有することから、この経験やノウハウを生かして銀行が運用を行うことで、個人資産をリスク投資(ベンチャー投資等)へ適切に仲介することを促進できる。 ・なお、仮に銀行がLPSのGPとなった場合、会計上、当該LPSは銀行の連結子会社となるが、当該LPSの投資先企業については、議決権を過半数保有する場合でも一定の要件を満たす場合は銀行の連結対象とならないため(企業会計基準適用指針第22号、所謂ベンチャーキャピタル条項)、銀行にGP業務を認めても、投資先企業の事業リスク(異業種リスク)が銀行の健全性に及ぼす影響は、投資額の範囲に限定できる。</p>	都銀懇話会	金融庁
154	26年 10月31日	27年 1月29日	投資専門子会社(特定子会社)の業務範囲の拡大	<p>銀行法施行規則第17条の2第13項に同規則第17条の3第2項第4号及び第14号の2に掲げる業務を追加すること、又は同規則第17条の3第2項第12号に投資事業有限責任組合契約に関する法律第7条に掲げる業務を追加すること等により、特定子会社の業務範囲を拡大し、特定資産(株式・社債の他、劣後ローン等の金銭債権を含む)を対象とするGP業務を兼営することを許容されたい。 【要望理由】 銀行は、その特定子会社のほか、その関連法人等を通じて出資業務を行っているが、銀行の関連法人等が行っている出資業務においては、近年、ベンチャー企業や事業再生会社の多様な資金調達ニーズを満たす等の観点から、組合形態でスキームアップされることが多くなっている。その際、当該関連法人等が、組合に対し、LP出資にとどまらず、GP出資を行うことが、他の投資主体による出資の円滑な実施、ひいては投資先企業の円滑な資金調達に資するものと考えられ、当該関連法人等としても、自らがGP出資を行うことにより、出資業務に伴うリターンを最大化を図っているところ。一方、特定子会社に関しては、現行法下、GP業務の兼営が許容されておらず、上記のような対応が困難。一般的なベンチャーキャピタルでは兼営するGP業務の報酬を得ることによって経常的な経費を賄っているが、特定子会社では投資成果のみによって経常経費を賄わざるをえないことから業績が不安定化しやすく、このことは銀行の特定子会社の活用が進まない一因ともなっている(2013年5月時点で特定子会社を有する銀行は5社のみ。2013年5月21日付衆議院財務金融委員会麻生大臣答弁)。従来、国内のLP出資者として大きな役割を果たしている銀行グループにおいて、今後も銀行の特定子会社が継続して出資業務を円滑に行っていく観点からは、関連法人等と同様に、特定子会社がGP業務に従事し、リターンが多様化・最大化を図ることが必要不可欠と考えられる。また、特定子会社以外の金融関連業務子会社には、GP業務がすでに認められていることから、同業務を特定子会社に認めても銀行の財務健全性への異業種リスクの面で実質的なリスクに違いは生じないと考えられる。むしろ、特定子会社がGP業務を行うことにより、管理報酬等の安定的な収入源を得ることが可能となり同会社の業績安定に資すること、銀行は自らがGPとして運営する組合に外部投資家の資金を呼び込むことができるため、少ない財務負担の中で企業育成や事業再生支援を活発化できるようになる社会的意義が期待できるものと考えられる。また、日本版LLPを念頭に置いた場合、今後上記スキームの「共同事業性」という側面が強くなっていくものと想定され、事業会社・コンサルティング会社・会計事務所・税理士法人等の様々なLP出資者を迎え、各LPが有する専門性や知見等を利用していくことにより、投資先事業の育成や再生への貢献度を高めていけるものと考えられる。こうした高い専門性を有する優良なLP出資者を広く募っていく上で、銀行の特定子会社が、金融面だけでなく、GPとして各LPの専門性を有機的に結び付ける核としての役割を担い、組合の付加価値向上や組合運営の安定性の確保に寄与することは、極めて有意義であると考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
155	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行グループにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	<p>銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社によるマーチャントバンキング業務(投資家への販売又は自己の資産運用のために、一般事業会社の株式等を持株比率の制限なく保有すること)について、想定される懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)に対する適切な措置を検討のうえで、大幅に拡充されたい。銀行等による議決権取得規制に係る行政上の取扱について、独占禁止法に関しても、銀行法同様、実務に即した具体的基準を定めていただきたい。</p> <p>【要望理由】 平成19年12月の金融審議会第二部会報告において、「地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべき」とされ、マーチャントバンキング業務の一定の拡充が実現する方向となった。一方、同報告では「他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要があり、引き続き検討していくことが適当」とされ、制度整備は当面見送られることとなった。近年、事業承継や事業再編、M&A等の機運が高まる中、金融機関に対しては、一時的なエクイティ保有を通じた買収の円滑化等を含む経営課題の解決や、総合的なファイナンスの提案等が求められているが、マーチャントバンキング業務の大幅な拡充は、企業サイドの経営革新にも大きく貢献すると同時に株式投資によるキャピタルゲインの獲得手法の多様化にもつながり、国際競争力強化の観点からも、大きな効果があると考えられる。マーチャントバンキング業務の大幅な拡充に伴って生じる可能性がある懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)については、既存の規制(株式保有制限規制、優越的地位の濫用に係る規制等)および追加の手当て(例えば、米国と同様に、投資上限額の設定、日常的な経営関与の制限、投資期間の制限等)を講じることで、対処可能と考えられる。一方、銀行等の出資先が自己株式取得を行ったことにより、議決権の総数が減少し、反射的に銀行等が保有する議決権割合が高まった結果、銀行等が知らない間に、出資先の基準議決権数の超過保有に至る場合がある。特に、非上場企業の場合、自己株式取得について開示しないことが多く、そうした事態となる可能性が高い。この点、銀行法では、行政上の取扱として、別紙様式にて、銀行等が超過保有の事実を知った時点を基準として、超過保有期間を計算する取扱を示しているが、独占禁止法についてはこうした定めがなく、銀行等の認識の有無に関わらず、「超過日」が起算日とするなど、硬直的な取扱がなされている。独占禁止法における議決権取得制限については、ケースによっては実務との相当の乖離が生じるものとなっているため、銀行法同様に、顧客の開示実態や銀行実務を踏まえた具体的基準を定めていただきたい。</p>	都銀懇話会	公正取引委員会 金融庁
156	26年 10月31日	27年 1月29日	ゼネコン本邦企業の海外拠点の取引支援に向けた国際協力銀行の融資制度の拡充	<p>【制度の現状】国際協力銀行は従来より輸出金融(含むローカルバイクレ)のファイナンススキームを保有。現地生産品、第三国品、第三国輸出への支援として、日系企業による現地生産品、第三国品を組み入れた取引への柔軟な対応、投資金融を活用した海外子会社による第三国輸出や進出国での販売支援のためのファイナンスの供与を実施。上記支援制度には、輸出契約額(外国ポーション)の三割以上が本邦品及び日系品でなければならないという取り決めがある(但し、外国ポーションに占める本邦品の割合は10%以上確保することが必要)。</p> <p>【要望内容】 日系ゼネコンによる海外プロジェクトの建設請負契約では、業種特性上、コストに占める現地での労務費の比率が高い上、価格競争力の問題から本邦関連資材調達が少ない(現地での資材や下請け企業を活用する等)、制度金融によるサポート対象金額が限定的であり、もう一段踏み込んだ使い勝手の良いスキームを検討する必要有り。現在の三割ルールを緩和し(本邦品及び日系品の縛りを無くし)、海外においてゼネコンが資材等必要物の資金支援をより受けやすくするようなファイナンススキームの検討。</p> <p>【要望理由】 □日本再興戦略では世界の膨大なインフラシステム需要の積極的な取組が掲げられており、国を挙げてインフラ輸出に注力している状況でありながら、非日系施主案件の受注は、与信上も慣習上も困難であることが多く、外部の支援がなければゼネコン単体での受注獲得には限界がある。この結果、各ゼネコンは日系企業あるいはODA案件に集中し、限られたパイの奪い合いとなるため入札競争は年々厳しくなり、連れて採算性も低下している傾向あり。ゼネコン独自で非日系施主宛の与信判断が困難な中でも、金融機関のファイナンスが見込めると分かっている場合には前向きに進められる場合がある。しかしながら、海外での建設工事におけるコストは現地の資材や労務費が大半を占め、現状の三割ルールを満たすことは極めて困難であり、ゼネコンは国際協力銀行の融資制度の恩恵を享受しにくい状況である。以上の状況を勘案し、日系ゼネコン・ディベロッパーの海外進出、インフラの海外輸出促進を、金融面でサポートする観点から、要望するもの。</p>	都銀懇話会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
157	26年 10月31日	27年 1月29日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和	<p>【制度の現状】株式会社国際協力銀行(以下JBIC)は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦産業の国際競争力の維持を目的として、株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条6項二号に基づき、本邦の中堅・中小企業の海外事業、本邦法人の外国法人に対するM&A、に対する貸出を資金用途として、本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン(以下TSL))を実施することができる。しかしながら、本邦の大企業の海外事業(M&Aを除く)については、同条項を根拠としたTSLの対象外となっている。</p> <p>【要望内容】株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条6項二号に基づき、本邦法人の海外事業への貸出を資金用途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付(TSL)について、資金用途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」を加えて頂きたい。</p> <p>【要望理由】昨今の外貨調達コストの高止まり等、金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外貨資金調達(特に長期の米ドル調達)に影響が生じうることを考慮すれば、JBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第十二条6項二号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金用途とすることができない。そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみに限定する意味は乏しい。以上の理由から、上記要望を行うもの。</p>	都銀懇話会	財務省
158	26年 10月31日	27年 1月29日	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	<p>銀行等による動産・債権担保融資(ABL)に係る保証業務に限定し(例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けとし、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等)、取扱いを認めて頂きたい。</p> <p>【要望理由】我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補完が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(24年3月末残高は約1兆円)。米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビューより)。ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社の実務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
159	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行のリース 子会社にかかる 業務範囲規 制の緩和 (リース目的で 購入した物件 の売却)	<p>リース会社がリース目的でメーカーに発注した新品の物件(例えば飛行機、船舶等発注から納品まで長期間要する物件)について、大幅な景気変動等を理由に経済的にリース契約を締結出来ない事態が生じた場合に、一定の条件のもと売却を可能とする制度を導入していただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>発注から納品まで長期間を要するリース物件(航空機・船舶等)については、リース目的で発注したにも関わらず、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況が生じうる。斯かる状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないとするれば、銀行系リース会社は、リース契約を締結しない状態で、当該リース物件を長期間保有せざるを得なくなり、その結果、銀行系リース会社が抱える物件価値変動リスクは、想定外に増加することとなる。また、上記の通り、想定外の物件価値変動リスクを抱えるとした場合、銀行系リース会社は、プライシングに当って、銀行系以外のリース会社が織り込む必要の無い、リスクを織り込まざるを得なくなり、その結果、競争力のあるプライスを提示出来なくなる懸念がある。以上の通り、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないとするれば、銀行系リース会社は、想定外の物件価値変動リスクを抱え、また、競争力のあるプライシングが出来ない懸念が生じる。逆に、当該リース物件を新品のまま売却出来れば、銀行系リース会社は物件価値変動リスクの低減を図ることが出来、ひいては、銀行グループのリスク低減にも資すると考える。また、その結果、より合理的なリスクテイクが可能となる為、より競争力のプライシングが可能となり、ひいては、適正な市場形成を通じて、顧客利便性の向上に資するものとする。以上より、銀行持株会社のリスク低減のためにも、リースを活用した産業振興を図るためにも、銀行系に限って設けられた規制は撤廃すべきと考える。</p>	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
160	26年 10月31日	27年 1月29日	リース業務の 高度化・多様 化等に対応し た規制見直し	<p>【制度の現状】不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る制限 リース子会社による不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針V-3-3-1(2) において「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。一方、債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者と第三者との契約の範囲内でリース子会社とその第三者と直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付帯する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあるとの金融庁見解を得ている。また、主要行等に係る監督指針V-3-3-3(2) イにおいて、「担保財産の保有・管理会社」(銀行法施行規則17条の3第1項24号。以下、「自己競落会社」とする)には取得した不動産の価値向上のための有効活用に努める旨の記載があるが、リース子会社自身が不動産所有者として同様の機能を持つことについては明示されていない。</p> <p>【要望内容】 債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を リース債権等の回収と 不動産の保有・管理及び売却に限定する等の措置を講じた上で、リース子会社が新たに第三者と賃貸借契約を締結することを許容すること。</p> <p>【要望理由】 現状では、空室が発生してもリース会社が直接新たなテナントと賃貸契約を締結できないことから、デフォルトしたユーザーを前面に立てた貌での管理を余儀なくされている。一方、ユーザーがデフォルトしたままの状態に対テナントの前面に出ていると、物件の保守管理や処分、賃貸条件の変更、デフォルト物件に居ることによるイメージ低下や、空室増加によりビルが寂れていくことを不安に感じ、退去するテナントがある。この結果、テナントにコスト負担が発生する上、物件の処分価格は市場実勢より低くなり、債権回収の早期最大化を図ることも困難となる。リース会社が新たなテナントと直接賃貸契約を締結することを認められると、テナントにとっては不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来通りの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となるため、リース会社にとっても損失を極小化することにも繋がり、リース子会社の経営の健全性にも資する。本業務内容は、既に銀行持株会社及び銀行の自己競落会社に認められた業務であり、リース子会社の場合、与信対象不動産の所有者であるリース子会社が上記自己競落会社の役割を担っていることを踏まえれば、本業務の許容は、財務の健全性維持やリスク管理の観点から適切と考えられ、且つ特段の弊害もないと考えられる。なお、「不動産賃貸業」とみなされないためには、以下の措置で対応可能と思料。本件に係る業務は、「自社の貸出金およびリース債権等の回収のために行なう担保不動産もしくはリース対象不動産の取得・保有・管理及び売却」に限定。業務遂行に当たっては、監督指針 V-3-3-3に記載の事項に準じるとともに、適切な早期処理を行なうための部署、担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行うこととする。</p>	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
161	26年 10月31日	27年 1月29日	デフォルト商品(加入者が運用指図を行わなかった場合に自動的に購入される商品)に関するセーフハーバールールの新設	<p>【制度の現状】 DC制度開始以来、デフォルト商品は元本確保型商品(預金、保険商品)が一般的であり、現状90%以上のプランで元本確保型商品となっている。この結果、無関心層の個人別管理資産は預金等に滞留する結果となっている。現在の金利環境を考えると0~0.5%程度のリターンしか得られないことを意味する。インフレリスクへの備えの観点や制度設計上の想定利回り(平均2.0%程度)を達成する確率を高める観点からも、加入者にとって、バランス型投資信託等をデフォルト商品に設定することが重要であると考え。</p> <p>【要望内容】 厚生労働省が定める条件に当てはまる投資信託(バランス型等)をデフォルト商品に指定した場合、デフォルト商品による運用で結果的に資産がマイナスになったとしても、加入者からの運用指図があったものとして扱い、事業主が責任を問われないこととするルールを新設していただきたい。</p> <p>【要望理由】 米国においてもかつては元本確保型商品(MMFやステーブルバリューフンド)がデフォルト商品の中心であったが、2006年の年金保護法(PPA:Pension Protect Act)でデフォルト商品に関するセーフハーバールールが定められたことで見直しが進み、現在ではそのほとんどがバランス型の投信信託等となっている。</p>	都銀懇話会	厚生労働省
162	26年 10月31日	27年 1月29日	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	<p>【制度の現状】 特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むかが不明確)。</p> <p>【要望内容】 借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかな場合について、本法の対象とする。 本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。</p> <p>【要望理由】 コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCに限定されている。その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
163	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>【制度の現状】銀行が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業法第24条により、同法に基づく規制(注)が適用されている。(注)貸金業法に基づく主な規制内容。 貸金業者の貸付に係る契約に基づく貸金債権を譲受した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない。契約書面の交付(貸付にかかる契約(含む変更契約)・保証契約締結前後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない規制)。受取証書の交付(債権の全部又は一部について返済を受けた際に都度、受取証書(課税文書)を交付しなければならない規制)。債権証書の返還(完済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない規制)</p> <p>【要望内容】 貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。</p> <p>【要望理由】 銀行は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。また、貸出債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。</p>	都銀懇話会	金融庁
164	26年 10月31日	27年 1月29日	ファクタリング業務に係る規制緩和	<p>【制度の現状】「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」に定める「特定金銭債権」の範囲は、金融機関等が保有する貸付債権等が限定列挙されているが、ファクタリング会社が取り扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が含まれていない。</p> <p>【要望内容】 債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」(15号のファクタリング債権関係等)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。</p> <p>【要望理由】 ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。</p>	都銀懇話会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
165	26年 10月31日	27年 1月29日	サービスが取扱い可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	<p>【制度の現状】「債権管理回収業に関する特別措置法」(「サービス法」)の規定上、サービスが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲が限定的なため、銀行の希望通りサービスへの委託が出来ないケースがある。</p> <p>【要望内容】サービスが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権等)。</p> <p>【要望理由】現状のままでは、サービスを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率。本要望が実現することにより、銀行債権をサービスへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービス業界双方の活性化に繋がる。</p>	都銀懇話会	法務省
166	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行子会社の業務範囲規制の緩和(短資会社の有価証券関連業務)	<p>【制度の現状】銀行子会社の業務範囲として認められている金融関連業務のうち、有価証券関連業務が除かれているため、登録金融機関である銀行子会社の短資会社が行う業務のうち投資信託の受益権又は外国投資信託の受益権の販売が、有価証券の募集又は私募の取扱いに該当する場合は、子会社の業務範囲として認められていない。また、短資会社が行う国債の売買についても、有価証券関連業務とみなされることも可能であり、解釈によってはこれらの業務への従事が認められない可能性がある。一方、銀行、銀行の子会社である保険会社は登録金融機関として有価証券関連業務を営むことが可能である。さらに、銀行の子会社である証券専門会社は有価証券関連業務を営むことが可能。さらに、有価証券関連業務を営む外国の会社も、銀行の子会社に含めることが可能である。</p> <p>【要望内容】短資会社等が登録金融機関として行う有価証券関連業務を、銀行子会社の業務範囲として容認されたい。</p> <p>【要望理由】銀行ならびに銀行の子会社である保険会社および証券専門会社には有価証券関連業務への従事が認められているにもかかわらず、銀行子会社である短資会社が有価証券関連業務を営むことは認められていない。市場にて短期資金の貸借、媒介を行う短資会社は銀行業務と密接な関わりがあり、銀行が短資会社に現行法規制の範囲内で出資をしているケースが多いが、銀行が行う合併・買収の結果、銀行が保有する短資会社の株式が増加し、法で定められている基準を超える議決権を保有する事例がでてきている。短資会社の有価証券関連業務は、保険会社、証券専門会社と同様に銀行業務との親和性があるにもかかわらず、銀行子会社の業務範囲として定められていないため、銀行が行う合併・買収の結果、銀行もしくは銀行の子会社が保有する短資会社の株式を処分しないといけない状況。これは、銀行の子会社である保険会社等が登録金融機関として有価証券関連業務を行うことができることと比較し、一貫性・合理性を欠いていると考えられる。加えて、短資会社は非公開会社であるケースが殆どであり、且つ、取引先も限定的であることから、第三者宛の売却が困難な状況。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
167	26年 10月31日	27年 1月29日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>【制度の現状】銀行とグループ証券会社の間で「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として顧客の書面による同意が必要。発行者が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者が電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商習慣に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面によると同意を得たものとみなす。</p> <p>平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度・兼職制度が導入されたが、これらの制度には、以下の通り、実務上の弊害があり、規制緩和の効果を十分に発揮できていない状況。</p> <p>オプトアウト制度について 金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象外であること。</p> <p>兼職制度について 兼職者は、顧客に関する銀証いずれか一方の非共有情報にしかアクセスできないこと。 外務員の二重登録が禁止されているため、兼職者は銀証いずれかでしか外務員登録できないこと(例えば、証券会社の外務員登録を受けた兼職者は、銀行職員の立場で、登録金融機関業務(投資信託・デリバティブ・国債の販売等)ができない)。</p> <p>【要望内容】銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。全面的な自由化が困難な場合、以下の規制緩和を実施していただきたい。</p> <p>オプトアウト制度の実務上の弊害を防止するため、以下の点を改善していただきたい。金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。</p> <p>兼職制度の実務上の弊害を防止するため、以下の点を改善していただきたい。銀証兼職者における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容(外務員の二重登録規制撤廃)。</p> <p>【要望理由】近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じて、エクイティ、メザニン、デットを組み合わせて資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。わが国のファイアーウォール規制は順次緩和されてきたものの、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制限が存在。一方、欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一部会報告に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能であり、海外金融機関との競争力確保のため、情報共有に係る規制撤廃が重要。また、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられておらず、不利益を被っている状況。そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融商品取引法や独占禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限しなくても、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と思料。オプトアウト制度・兼職制度は、同意書面の提出手続には法人顧客サイドで社内稟議等の手間があることなどを勘案すれば、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金商法改正により実施された同規制の見直しの趣旨である多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現出来ていない。例えば、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で部署を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、現状、兼職者は銀証いずれか一方でしか外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができず、顧客の利便性向上に繋がらない。外務員の二重登録については、外務員行為の効果の帰属先が不明確になるという問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、誤認防止に努めれば回避可能。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
168	26年 10月31日	27年 1月29日	金融グループ内における法人顧客情報共有に関する規制緩和	<p>【制度の現状】ファイアーウォール規制の見直しに伴い、銀行・証券会社間の顧客情報共有については、法人顧客情報共有のためのアウトアット機会の提供による運営が可能となったが、金融グループ内での顧客情報共有については、必ずしもその取り扱いが明確でない。また金融グループ内の顧客情報共有(銀行・証券会社間に限定せず)について、個人情報個人情報保護法にもとづき、共同利用が認められているが、法人情報においては共同利用に関する明確な決まりはなく、金融グループ内の顧客情報の共有に当たっても、原則顧客の同意を取得したうえでの対応となっている。金融商品取引法や保険業法等により金融グループ内の顧客情報共有に関する規定が重畳的に設けられており、顧客の多様なニーズに対応するための金融グループ内の顧客情報共有は十分にできない状況となっている。</p> <p>【要望内容】 多様化する顧客ニーズに的確に対応し顧客利便性の高いサービスを提供していくため、同一金融グループ内における法人顧客情報の共有について、共有された情報が金融グループ内に止まるとともに適切に管理され、利益相反等に関しても適切な管理態勢が構築されていることを前提として、原則自由とするよう明示的に措置願いたい。</p> <p>【要望理由】 わが国金融機関は、顧客への質の高い総合金融サービスの提供を目的として、持株会社制度等を活用して、金融グループを形成してきている。斯かる金融グループ内での協働を一層推進することは、顧客ニーズに沿った、より質の高い総合的な金融サービスを提供出来る点で、特に、法人顧客のベネフィットに資するものと考えられ、その為には、金融グループ内で法人顧客情報を共有することが極めて有用である。一方、法人顧客情報の金融グループにおける情報共有は、有害な利益相反、優越的な地位の濫用、インサイダー取引等、顧客保護の観点で諸問題を生じ得る可能性があるといえる。但し、これらの諸問題は、必ずしも、情報共有そのものに直接的に關係する問題ではなく、原則として、金融グループにおける内部管理態勢の整備や各種法令における規律によって対応されるべき問題と考えられる。加えて、金融グループ内において共有した情報の利用範囲は、金融グループに対する業務範囲規制等により、金融関連分野に限定されている為、顧客にとっても予見可能な範囲である。以上を踏まえ、最適な形で、顧客利便性と顧客保護のバランスを図るためには、顧客情報に係る適切な管理態勢が構築されていることを前提に、金融グループ内における法人顧客情報の共有について、原則自由とする明示的措置が必要と考えられる。そして、米国やEUにおいても、金融グループ内における法人顧客情報の共有について、特段の規制が無いことに鑑みれば、掛かる措置は、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高めるうえでも有効であるといえる。</p>	都銀懇話会	金融庁
169	26年 10月31日	27年 1月29日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	<p>【制度の現状】銀行が融資を行っている企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品(一時払終身保険等)(1)や全面解禁商品(医療保険等)の保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)。事業資金融資担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)。融資申込中の顧客(2)に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)。銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)。(1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外。(2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外。</p> <p>【要望内容】上記規制の撤廃</p> <p>【要望理由】 既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
170	26年 10月31日	27年 1月29日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	<p>【制度の現状】企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止。</p> <p>【要望内容】構成員契約規制の撤廃</p> <p>【要望理由】</p> <p>構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。</p>	都銀懇話会	金融庁
171	26年 10月31日	27年 1月29日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<p>【制度の現状】銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。</p> <p>【要望内容】</p> <p>非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。</p> <p>【要望理由】</p> <p>銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
172	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行の海外支 店における有 価証券関連業 務及び信託業 務の一部解禁	<p>【制度の現状】銀行の海外子会社(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務や信託業務を行うことは原則として認められている。(銀行法第16条の2第1項第8号、第10号、主要行等向け監督指針(以下「監督指針」) 3 3 4(1))</p> <p>他方、銀行法第10条第2項に規定される付随業務には、証券業務等のうち発行市場に関する業務(引受・売出し)や信託業務は含まれておらず、従って、銀行の海外支店ではこれらを営むことが認められていない。</p> <p>【要望内容】 銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制緩和を実施していただきたい。 有価証券関連業務の一部(発行市場に関する業務(引受・売出し))の解禁。 信託業務の一部(エスクロー口座の取扱い業務)の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。</p> <p>【要望理由】 海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両睨みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスクロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別段預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている(あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている)ため、この分野においても邦銀は不利な状況にある。ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が撤廃されている米国を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考え。銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること(監督指針V-3-1(1))、また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること(同V-3-1(2))とされていることに鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。仮に、銀行の本来業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るということであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
173	26年 10月31日	27年 1月29日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	<p>【制度の現状】 銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止)</p> <p>【要望内容】 銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。</p> <p>【要望理由】 企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的デールの説明。 上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと。 上記商品・サービス等の具体的条件の提示。 ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁
174	26年 10月31日	27年 1月29日	一般投資家へ移行可能な特定投資家に対する告知の有効性について	<p>【制度の現状】 一般投資家(以下、「アマ」)へ移行可能な特定投資家(以下、「プロ」)との金融商品や特定預金等の契約にあたっては、金融商品取引法第34条/銀行法第13条の4において準用される一般投資家として取り扱うよう申し出ができる旨の告知(以下、「アマ成り告知」)が必要。法令上求められるアマ成り告知は、金融商品取引法施行後、最初の金融商品取引契約/特定預金契約等を締結するまでに行う必要がある。また、一度有効なアマ成り告知を実施していれば、以降の同じ種類の契約(デリバティブ、有価証券、特定預金等)についてのアマ成り告知は法令上求められない。ただし、アマ成り告知は契約の「申込を……受けた場合」(金融商品取引法第34条)に行う必要があり、金融商品取引契約/特定預金契約等に紐付かないアマ成り告知は、同条に基づく告知としては認められない。</p> <p>【要望内容】 アマへ移行可能なプロに対する告知の有効性について、以下のケースにおいて当該契約種類の告知が成立したと考えられることを認めていただきたい。アマへ移行可能なプロに対して、商品勧誘時にアマ成り告知を実施し、顧客から「アマへの移行を希望しない」旨の回答があったが、商品の契約に至らなかった場合。アマへ移行可能なプロが商品の契約締結がないままアマへの移行を希望し、アマへ移行した後に、当該顧客よりプロへの復帰申し出があった場合。</p> <p>【要望理由】 、いずれのケースも、顧客は特定投資家制度について理解していると考えられる。また、顧客はいつでもアマへの移行を申出ることが可能であるため、顧客保護上の観点からも問題は無いと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
175	26年 10月31日	27年 1月29日	外貨預金の金商法準用の廃止等	<p>【制度の現状】外貨預金は特定預金等(銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号)に該当し、金融商品取引法(以下、「金商法」)が準用される。外貨預金の口座開設や、定期預金の預入手続には一連の金商法対応が必要。</p> <p>【要望内容】 法人の流動性外貨預金を金商法準用の対象外としていただきたい。</p> <p>【要望理由】 外貨預金の主なリスクは為替変動による円貨ベースでの元本割れのリスクであるが、変動相場制移行から30年を経て、殆どの預金者にとって当該リスクは一般的であり、リスクを十分に理解していると考えられる。特に、法人の流動性外貨預金は、海外企業との事業取引の決済用のために開設されるケースが殆どであり、顧客は外貨債権もしくは債務の保有者である為、事業において既に為替リスクを包含する取引の経験があると推定される。</p>	都銀懇話会	金融庁
176	26年 10月31日	27年 1月29日	貸金業者における契約者向け契約締結前書面(極度貸付)交付の見直し	<p>【制度の現状】貸金業者は、極度方式基本契約を締結に際し、当該極度方式基本契約を締結するまでに、所定の事項について、当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。(極度貸付枠付与にかかる契約締結前書面の交付義務)</p> <p>【要望内容】 クレジットカード会社における、極度方式基本契約にかかる契約締結前交付書面(16条書面)を適用除外として頂きたい。</p> <p>【要望理由】 貸金業法では、法16条の2の2にて、貸金業者に対し、極度方式基本契約における契約締結前書面の交付を義務付けている。貸金業者の内、クレジットカード会社においては、キャッシングサービスがこれに該当し、申込者に対し、キャッシング極度を付与したクレジットカードの発行前に、契約締結前交付書面を送付(郵送)し、その後、同カード発行後、カード原版と共に契約締結時交付書面を送付している。(カード送付時に極度金額を含む契約条件等を記載した書面を同封)実務上は、契約締結前交付書面を送付後、概ね翌営業日にはクレジットカードが発行(送付)されており、ここに改めて確定した貸付条件(極度額・貸付利率等)を記載した書面を同封していることから、契約者は、契約締結前交付書面とほぼ同じタイミングで契約締結時交付書面を受領している。契約締結前交付書面の通知は、顧客保護の観点で求められる行為規制であると理解しているが、クレジットカードにおけるキャッシング枠の極度契約については、カード到着時点においては、借入は発生しておらず、契約者が実際にキャッシングを利用するまでには一定の期間を有するものと考えられる。従って、契約者は契約締結時交付書面にて貸付条件等を確認の上、キャッシングを利用することが可能であることから、顧客保護の観点からも、契約締結時交付書面が契約締結前交付書面の役割を十分に担える状況にあると考えられる。また、短期間で同様の要件を記載した複数の書面が契約者に届くことは、却って混乱を招く可能性も想定され得ることから、契約締結前書面の交付を適用除外として頂きたい。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
177	26年 10月31日	27年 1月29日	都銀等による 信託業務に係 る規制緩和	<p>【制度の現状】現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。</p> <p>【要望内容】 不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。不動産取引一任代理等(宅地建物取引業第50条の2第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。</p> <p>【要望理由】 一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業の一部を制限することの理論的根拠は不明確。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。顧客から、都銀等の情報ネットワークに基づく不動産売買情報の提供を期待されている。金融機関の財務及び業務の健全性確保については、パーゼル に基づく適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能(媒介、取引一任代理等のみであり、宅地建物取引業、または取引一任代理が解禁されることで、都銀または都銀子会社自らが不動産自体をB/S上に保有することは考えていない。)。取り扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務またはREIT運用業に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。REIT運用会社設立にあたって、法規制を受けている業種は、都銀のみ。不動産会社、総合商社、旅館業者、小売業者、鉄道業者、電力会社、物流会社、証券会社、国内私募ファンド、外資ファンド等はREIT運用会社を有している。なお、信託兼営金融機関は、子会社としてREIT運用会社を有している事例がある。</p>	都銀懇話会	金融庁
178	26年 10月31日	27年 1月29日	海外における 銀行代理業務 の委託の規制 緩和	<p>【制度の現状】銀行法第8条3項の規定により、預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を外国において委託する旨の契約の締結をしようとするときは銀行が認可を受けなくてはならない。</p> <p>【要望内容】 委託先が海外子銀行に対するものを認可から届出への緩和、あるいは原則自由とする検討をお願いしたい。</p> <p>【要望理由】 海外子銀行は、現地規制もしくは戦略的理由により子銀行(現法)の形態での事業展開を行っていても、あくまでも銀行本体のガバナンス下にある子会社である。かつ、銀行法第16条7項に規定される 銀行業を営む外国の会社として、会社の体制を含め審査・認可を受けている。この点、海外子銀行は、認可制とすることによってのみ委託先としての適格性()の審査が可能となり、邦銀の健全性確保を担保する機会を有することとなる本来規制対象とされるべき一般的な外国企業とは異なる。委託された業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者、人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者、他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること、当該申請をした銀行が委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること等。</p> <p>従って、委託先が海外子銀行に対するもの場合、認可から届出への緩和、あるいは原則自由とした場合であっても、認可による委託先の実態の把握を通じた邦銀の健全性確保という銀行法第8条3項の趣旨を必ずしも損なうものではないと解される。クロスボーダーローンやオフショア市場調達等、顧客が国境を越えた財務戦略を活発化させる中、グループ全体としてグローバルな協働の必要性も増しており、機動的な対応に資するサポートとして検討いただきたい。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
179	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行持株会社 集団に属する 法人の海外子 会社に対する 収入依存度規 制の緩和	<p>【制度の現状】銀行持株会社又は銀行の従属業務を営む銀行の子会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務について、銀行又はその子会社等からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。同様に、銀行持株会社の従属業務を営む子会社についても、当該銀行持株会社集団からの収入を総収入の半分以上とすること、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件。</p> <p>【要望内容】金融庁告示第34号第2条第1項2号、同第7条第1項2号に既定する「グループ内の銀行からの収入」に関する条件につき、銀行持株会社集団に属する法人が、海外において従属業務を営む子会社を設立する場合は、対象外とするなど、同条件を緩和していただきたい。</p> <p>【要望理由】 <input type="checkbox"/> 銀行持株会社集団に属する法人が、経営効率化の観点から、海外において従属業務(事務受託等)を営む子会社設立を検討した場合、グループ内の銀行から同従属業務に係る収入を得ることが条件となるが、当該国・地域において、グループ内の銀行が同従属業務の対象となる事業を展開していない場合等には、グループ内の銀行から収入を得ることが事実上困難であり、条件を充足できないことから、設立を断念せざるを得ない状況にあり、現地の競争力強化の阻害要因となっている。仮に、国内のグループ内銀行から、海外子会社に対して対象事業を委託するにしても、当該委託に係る体制整備費用(システム費用、日本語対応等)が却って高むこととなり、当初の目的である経営効率化を実現することは困難である。したがって、従属業務を営む海外子会社について、グループ内の銀行からの収入に関する条件を適用せず、「銀行持株会社集団からの収入比率」の充足のみを条件とすることをご検討いただきたい。銀行持株会社集団からの収入比率の充足のみが条件となれば、従属業務を行う現法の設立が容易となり、現地での業務効率化が進み、結果として顧客への還元などを通じて、サービスの向上に繋がるものと思料。特に新興国へのリテールファイナンスの展開において、現地に設立する事務受託会社への委託を容易にし、経営体質を強化することで、本邦金融機関の国際競争力・プレゼンスが高まることに加え、現地で本邦金融機関のノウハウが浸透することにより現地のリテールファイナンス市場の育成にも資するものと考えらる。</p>	都銀懇話会	金融庁
180	26年 10月31日	27年 1月29日	デビットカード を活用した キャッシュア ウトサービスに おける規制の 明確化	<p>【制度の現状】現在、デビットカードを活用したキャッシュアウトサービス(加盟店店頭にて現金が受取れるサービス)については、法的な整理が必ずしも明確ではなく、わが国においては、サービスの提供がなされていない。</p> <p>【要望内容】 キャッシュアウトサービスを提供するにあたり、銀行法第12条の2第2項に定める「その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置」の一環として、銀行法施行規則の改正により、デビットカードによるキャッシュアウトサービスを実施するに当たって加盟店銀行(加盟店と契約する幹事金融機関)が取るべき措置及び加盟店銀行が加盟店に対して求めるべき措置を規定して、その実施方法の明確化をはかることをお願いしたい。</p> <p><具体的な規制内容(案)> 加盟店銀行が直接加盟店を管理、直接加盟店を通じて間接加盟店(直接加盟店と契約する加盟店)を管理。上記管理において、情報セキュリティ体制の確保のため、日本電子決済推進機構のガイドラインを遵守させる。 加盟店銀行が定める取扱金額の上限の範囲内で各加盟店が取扱の上限金額を決める。 キャッシュアウトサービスの提供に必要な体制を確保するよう加盟店銀行が指導する。加盟店に対して、キャッシュアウトする金額を顧客とともに確認するよう指導する。</p> <p>【要望理由】 欧米等では一般的なサービスとして提供されているキャッシュアウトサービスについて、現状わが国では法的な整理が明確ではないこともあり、当該サービスが提供されていない。現在、加盟店からキャッシュアウトサービスを行いたいとの要望があり、具体的にサービス開始に向けて検討中。加盟店にとっては、デビットカードのショッピングの利用に付随して少額の現金を手渡すことが可能となり、来店者の利便性が向上する。利用者の面からも、過去に実施したアンケート(サンプル数500名)において、キャッシュアウトサービスの利用意向を確認したところ、約50%の人が「利用したい/便利だと思う」と回答しており、顧客の利用意向も相応にある。加盟店・利用者双方において高いニーズが確認できることから、銀行法施行規則の規制の下で、本サービスの提供を可能としたいもの。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
181	26年 10月31日	27年 1月29日	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	<p>【制度の現状】店頭商品デリバティブ取引を行う銀行(商品先物取引業者)は、外務行為を行う者について商品先物取引法に基づき下記事項を記載した申請書を主務大臣に対し提出する必要がある。 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項 氏名、生年月日及び住所 役員又は使用人の別 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間 【要望内容】 申請書の記載事項のうち外務員の住所については、申請書の記載事項から除外頂きたい。 【要望理由】 多数の外務員が存在する銀行においては、外務員の住所の申請、及び住所変更時の変更届の提出が大きな事務負担となっているため。なお、金融商品取引法に基づく外務員登録申請においては、住所の記載が要件とはなっていないことから、商品先物取引法においても、管理監督上、必ずしも必須の要件ではないと考えられる。</p>	都銀懇話会	農林水産省
182	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行代理業における変更届出の簡略化	<p>【制度の現状】銀行代理業者は、役員氏名に変更があったときは、法人の登記事項証明書や役員個人の住民票、誓約書等を添付し届け出なければならない。 【要望内容】 銀行代理業者が銀行等である場合は、役員氏名の変更の届出について、法人の登記事項証明書、役員個人の住民票、誓約書等の添付を不要としていただきたい。 【要望理由】 銀行代理業者が銀行等である場合、銀行代理業の営業開始時の許可申請については適用除外規定により不要(届出制)とされており、当初申請書(届出書)への添付が求められる役員個人の住民票等の提出も不要とされている(銀行法第52条の61)。背景としては、銀行の役員に対しては別途適格要件が規定されているため(銀行法第7条の2)、二重規制を回避する観点から、こうした緩和措置があるものと考えられる。この点、銀行代理業者である銀行等において役員が交代する場合にあっては、同様のことが言えることに鑑みれば、変更届出の際に住民票等の添付を求めることは、過剰な規制と考える。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
183	26年 10月31日	27年 1月29日	特殊関係者を新たに有する場合の届出対象範囲の見直し	<p>【制度の現状】 銀行は特殊関係者を新たに有することになった場合、銀行法に基づき届出を要する。</p> <p>【要望内容】 銀行の特殊関係者のうち、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的で設立する特別目的会社(以下、「SPC」)については、特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象外として頂きたい。</p> <p>【要望理由】 □ 銀行の子会社が事業目的で設立するSPCについては、件数が多い一方、特殊関係者に関する届出の趣旨である他業混入リスクは極めて低く、銀行及び銀行持株会社の経営の透明性・健全性を確保することの重要性に鑑みても、実需と効果に比して負担が大きく、上記のようなSPCは「特殊関係者」に該当しないものとして頂きたい。銀行法は、その目的を達成するため、銀行や銀行持株会社が一定の行為をなす場合等において監督当局に対し届出を行うことを義務付けており、銀行法(以下「法」)53条1項8号、銀行法施行規則(以下「施行規則」)35条1項14号ないし16号は「特殊関係者」につき、新たに有することになった場合等に届出を要するものとしている。ここで「特殊関係者」とは、銀行の子法人等および関連法人等を指し、それらは、アームスレングスルール(法13条の2、施行令4条の2第1項)、連結大口信用供与規制(法13条2項、施行規則14条の4)などの各種規定の適用範囲を画する概念として機能する。そのため、「特殊関係者」に関する届出は、銀行法上の上記規定の適用対象となる法人等の有無につき金融庁へ情報提供する機能を有することになるが、施行規則35条1項16号が「特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合」を特に届出事由と規定していることからすると、特殊関係者に関する届出の主な趣旨は、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種リスクが親銀行に及ぶことを防止するという法12条が規定する銀行本体における他業禁止の徹底をモニタリングすることにあると考えることができる。これは、主要行向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」) -3-3(注1)において、施行規則35条14号に基づく子法人等又は関連法人等に関する届出の受理に当たっては、「当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する」として、業務範囲規制を確認することが明記されていることとも整合的である。現行の規制の下では、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的でSPCを設立する場合、これらの会社が銀行の子法人等、関連法人等に該当する場合は、届出が必要となる。しかし、以下に述べる通り、当該SPCの設立等については届出を不要としても、特殊関係者に関する届出の趣旨には反しないと捉えられる。銀行が子会社を新たに保有しようとする場合には、銀行経営の健全性確保の観点から、原則として金融庁の認可を受けなければならないとされている(法16条の2第4項、施行規則17条の5第2項。但し、一定の子会社については事前届出のみ(法16条の2第4項・53条1項2号))。すなわち、銀行が子会社を新たに保有する時点で、当該子会社の業務については、金融庁が認可制度(一定の場合は事前届出)に基づきその業務内容等を十分に吟味しており、当該子会社が、許容された子会社対象会社の業務を遂行する目的の範囲内で、その一環として当該目的に業務を限定されたSPCを設立するのであれば、当該SPCの設立により追加的に銀行本体に異種リスクが混入する危険性を生じさせるものではないと理解できる。そのため、当該SPCの設立等については、「特殊関係者」に関する届出を不要としても、銀行本体における他業禁止に鑑み、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種リスクが銀行本体に及ぶことを防止するという他業禁止の徹底をモニタリングすることを可能にするという法の趣旨に反するものではないと考えられる。以上のように子会社が営む事業遂行の目的でSPCが設立される場合には「特殊関係者」に関する届出の対象とならないとの制度とする場合、ここでの「特殊関係者」の概念は、施行規則35条第1項14号ないし16号でのみ使用されていることからすると、施行規則35条第1項14号で定義されている「特殊関係者」から、「銀行が認可または事前届出のもとに保有する子会社が、その許容された事業を遂行する目的のみにおいてその一環として設立するSPC」を除くことによって実施可能と考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
184	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行代理業の許可申請(届出)に関する規制緩和	<p>【制度の現状】銀行代理業者は、許可申請書の記載事項に変更がある場合、金融庁に対し2週間以内に届出を行わなければならない。許可申請書には、銀行代理業者の役員氏名(住民票等添付)や営業所等の名称・所在地等のほか、子法人等、親法人等、親法人等の子法人等の商号・所在地・代表者名等の記載が必要。</p> <p>【要望内容】 銀行代理業者の許可申請書(変更届)について、次の通り規制を緩和いただきたい。 当該銀行代理業者が「銀行」である場合は、営業所等の名称・所在地や役員氏名など、別途「銀行」として届出している事項については、銀行代理業者としての届出を不要とする(もしくは、「銀行」としての届出に代理業者であることを表示すれば足りるものとする)。届出そのものの廃止が困難な場合、少なくとも、役員届に係る住民票・謄本、誓約書、経歴書の添付、および営業所届に係る業務内容、人員体制、地図・略図等の添付を不要とする。 届出対象会社の範囲を、銀行代理業者の子法人等・親法人等までとし、海外企業は対象外とする。仮に、これが困難な場合でも、子法人等・親法人等・親法人等の子法人等の代表者の記載を不要とする。 「2週間以内」とされている届出時限を緩和する。</p> <p>【要望理由】 銀行代理業者に課せられている届出義務については、内容・時限とも、銀行及び銀行持株会社が別途求められている各種届出・報告と比して、厳しいものとなっている(経営実態報告の報告サイクルは半年ごとであり、代表者名については記載不要)。また、銀行代理業者が「銀行」である場合は、営業所や役員の変更について、根拠規定の異なる複数の届出を行う必要があることに加えて、銀行代理業者の役員変更届については住民票等の添付が求められている(「銀行」としての届出にはその様な規定はない)など、過剰感が極めて大きい。更に、届出対象に数十・数百といった多数の企業を要する大企業グループが含まれている場合には、銀行代理業者が2週間以内に変更の届出を行うことは、実務的な観点からは事実上対応が不可能であり、銀行代理業制度の利用を促進する上でも、届出手続の見直しを図ることが有効と考える。</p>	都銀懇話会	金融庁
185	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行が営む信託契約代理業に係る財務局宛届出書の緩和	<p>【制度の現状】信託契約代理業に係る登録申請書につき、信託業法第71条第1項において「第68条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない」と定められている。</p> <p>【要望内容】 信託業法第68条第1項各号の変更届出手続きについて、変更の都度届け出る方法以外に、例えば、6ヶ月毎等、一定期間に生じた変更をまとめて届け出る方法によることも可として頂きたい。</p> <p>【要望理由】 信託業法第71条第1項は、信託契約代理店を適切に監督するために届出義務を課しているものと思われるが、変更届出書を定期的に提出する方法を加えることにより本条文の実効性が損なわれることはないと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
186	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行代理業者の子法人等に関する変更届出書に関する規制緩和	<p>【制度の現状】銀行代理業者は、銀行法および銀行法施行規則に基づき、親法人等の子法人等全てについて 商号・社名、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称、業務の種類に変更があった際は、財務省関東財務局への2週間以内の報告を要する(「子法人等に係る変更届出書」として報告)。</p> <p>【要望内容】 銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定 財務省関東財務局への報告期限の延長(報告期限の1ヶ月間等への変更)</p> <p>【要望理由】 本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づく届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等についての確認に供される。具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業の許可の申請書の記載事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業務における利用者保護を趣旨としているものと解される。この点、銀行法施行規則34条32第2項に規定される親法人等の子法人の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも重要度が高いとはいえないものも含まれると想定される(銀行代理業者による 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受けようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等の全ての商号変更等に係る情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される)。関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が週次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供をしており、所属銀行および銀行代理業者双方に相応の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告・集計・確認等に相応の時間・負荷を要している。銀行代理業における利用者保護の趣旨を鑑みた場合、その実態的なメリットに比して、所属銀行・銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定(一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等)、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いしたい。</p>	都銀懇話会	金融庁
187	26年 10月31日	27年 1月29日	株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	<p>【制度の現状】株式担保の効力発生要件は「振替」である。株式担保()付シンジケートローン債権を、他の金融機関宛に債権譲渡する際、債権譲渡後の共有者名義の株式質権口座(以下、「新質権口座」という。)を新たに開設した上で既存の共有者名義の株式質権口座(以下、「既存質権口座」という。)から「新質権口座」へ振替することにより対応している。 共有者(シンジケート団)名義の株式質権口座に振替し担保設定した株式担保をいう。</p> <p>【要望内容】 新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更)で完結させたいもの。 (例)当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施。 既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。</p> <p>【要望理由】 債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。 既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。</p>	都銀懇話会	金法 融務 庁省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
188	26年 10月31日	27年 1月29日	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	<p>【制度の現状】銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている(銀行法第7条)。内閣総理大臣は、認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行及び当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならないとされている(銀行法第52条の19)。</p> <p>【要望内容】 銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合には、事前に「届出」することをもって「認可」を取得したと看做すものとして頂きたい。</p> <p>【要望理由】 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び子会社対象会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできないとされており、また、その業務を営むに当たっては、「その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない」とされている。(銀行法第52条の21)このように、銀行持株会社の取締役及び執行役が、当該銀行持株会社において、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するという職責を負っていることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等の常務の兼務については、現行規制が求める子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないという条件を自動的に満たしていると考えられる。(換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役に就任することがそもそもできないと考えられる。(尚、就任に際しては届出が実施されている。))上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役が、子銀行の常務に従事する場合には、他の一般の会社の常務に従事する場合とは異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼職することは一般的に行われている。銀行(銀行持株会社)においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的且つ柔軟な人材活用の妨げとなる。同認可は、総会決議、取締役会決議および対外公表よりも前に取得することが望ましいと考えられるが、一方で、情報開示および情報管理の観点からは、役員人事の内定から公表まではできる限り短期間とすることが望ましいことから、対外公表前に認可を取得できないケースもある。</p>	都銀懇話会	金融庁
189	26年 10月31日	27年 1月29日	債権回収会社の社名表記規制の緩和	<p>【制度の現状】 債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」)第13条第1項において、「債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。」と定められている。</p> <p>【要望内容】 一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。</p> <p>【要望理由】 本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。立法当時の金融環境にあつては、「不良債権処理」に射程があつたが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理までを、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。しかしながら、現行法制下での顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信感を抱くケースが少なからず認められ、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。拗って、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものとする。</p>	都銀懇話会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
190	26年 10月31日	27年 1月29日	海外関係会社からの研修生受け入れの簡素化	<p>【提案の具体的内容】 日本企業の海外展開を加速するにあたっては、海外関係会社の現地従業員の人材育成が大きな課題となっている。他社の海外人事担当と情報交換をすると、海外関係会社の現地従業員を国内で研修するにあたっては、研修ビザ、技能実習ビザ、企業内転勤ビザなど、いくつかの手法があるようだが、いずれにしても、手続きが簡易ではないものと認識しており、気軽に教育できない状況がある。せめて、上場企業が身元保証可能な現地従業員については、申請手続きを大幅に簡素化して、スピード感を持った経営ができるようにしてほしい。</p> <p>【提案の理由】 (a)ビザの種類にもよるが、様々な必要書類(研修計画など)があり、準備するだけでかなりのマンパワー、時間を要する。このことから、申請(教育)自体をあきらめることがある。 (b)企業のスムーズなグローバル展開に向けた、スピードの向上とコストの改善が期待される。 (c)また、定量的には図れないが、以下の効果が想定される。 現地従業員のレベルアップに伴う国際貢献。 企業のグローバル展開のスピードアップ。 日本企業内のうちなる国際化の推進。</p>	関西経済連合会	法務省
191	26年 10月31日	27年 1月29日	大臣認定期間の明確化および短縮について	<p>【提案の具体的内容】 建築基準法第20条の1に定める、高さが60メートルを超える建築物や第20条の3のロに定める免震構造建築物の大臣認定期間を明確化して欲しい。また、延べ面積が5,000㎡、10,000㎡などで区切り、認定期間の上限を設け、申請は速やかに受け付けるとともに、新規の認定では必ず2ヶ月以内、軽微な変更は必ず1ヶ月以内で認定して欲しい。</p> <p>【提案理由】 建物着工スケジュール、工事工程、販売工程が立てづらいため。</p>	関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
192	26年 10月31日	27年 1月29日	省エネ法、地球温暖化対策条例に基づく報告の整合性確保と事業者負担の軽減	<p>【提案の具体的内容】 経済産業省と環境省の連名での事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日)が地球温暖化対策条例関係自治体向けに発出されたところであるが、整合性の確保や事業者負担の軽減に関し、関係自治体における対応状況を両省において把握するとともに、対応がない場合は自治体への要請を強化すべきである。さらに、両省が主導して、報告項目や報告資料は必要最小限としつつ、報告の様式や事項、算定方法、排出係数等を統一して、提出先の一元化まで講じるべきである。</p> <p>【提案理由】 エネルギー使用量、温室効果ガス排出量等に関し、省エネ法と地球温暖化対策条例において、ほぼ同様な報告が求められているにもかかわらず、報告の様式や事項、算定方法、排出係数などが統一されていないため、府県を越えて広域で事業活動を展開している事業者は大きな事務負担を強いられている。報告内容の様式その他を統一し、提出先も一元化(例えば国に対して)すれば、事業者の負担軽減になるとともに、報告を受ける行政にとっても効率化につながると考える。</p>	関西経済連合会	経済産業省 環境省
193	26年 10月31日	27年 1月29日	訪日観光ビザの緩和	<p>【提案の具体的内容】 2013年7月に緩和された東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続。また、2014年9月末より順次緩和されるインドネシア、フィリピン、ベトナム3ヶ国の訪日ビザ緩和の継続及び事務手続きの簡素化。並びに(東南アジア以外も含め)更なる対象国の追加。</p> <p>【提案理由】 2013年7月以降訪日ビザ取得条件が大幅に緩和された東南アジア各国からの訪日旅客数は増加している。訪日観光客数を増やすことにより、各国と日本を結ぶ航空便の需要が高まり、関西国際空港においても増便が期待される。 東南アジア6ヶ国(タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)および全体の訪日観光客数の対前年同期比の推移 (JNTO発表資料より) <東南アジア> 1-3月:145.4% 4-6月:151.1% 7-8月:128.7% <全方面> 1-3月:127.5% 4-6月:125.4% 7-8月:124.6%</p>	関西経済連合会	法警外務省 警察省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
194	26年 10月31日	27年 1月29日	4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔などに必要な工作物確認申請要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】 4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔などに必要な工作物確認申請要件の緩和</p> <p>【提案理由】 高さ4m超の広告塔・広告板であっても十分安全性が担保出来るケースも多いことから、同法を緩和し、実情に沿ったかたちの規制改革を望みます。</p>	関西経済連合会	国土交通省
195	26年 12月1日	27年 2月2日	保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式の統一化	<p>【提案内容】 保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式を可能な限り統一化していただきたい。 (例えば、子会社に係る保険会社の別紙様式22と持株会社の別紙様式7、保険会社の別紙様式35,36,38,39と持株会社の別紙様式19-22 など)</p> <p>【理由】 保険業法においては、保険持株会社と保険会社に各種届出義務が課せられているが、両者の同一の子会社に係る届出事項において、同様な届出を各々提出しているものがある。これらは、ほぼ同一の届出であるものの、届出様式に微妙な差異がある。 これらの届出の実務においては、保険持株会社とその子会社である保険会社は適宜連携し同時並行で届出書の作成を行っていることから、無用な混乱を防ぐため、また効率化の観点から可能な限り届出様式の統一化を要望したい。</p>	日本損害保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
196	26年 12月1日	27年 2月2日	銀行等他の法律に規律ある者等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>【提案内容】 貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行や保険会社等、他の法律に貸付業務につき規定がある者への債権譲渡を除外していただきたい。</p> <p>【理由】 貸金業法24条2項は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権を譲り受けた者についても、貸金業者と同様の厳格な規制(例えば、債務者から弁済を受けた場合に、受取金額と受取年月日を帳簿に記載し、これを契約に定められた最終の返済期日から10年間保存する義務(同法19条、同法施行規則16条、同17条))を課している。そのため、例えば保険会社には通常貸金業法上の規制は及ばない(同法2条1項2号、同条2項、保険業法97条2項、同法施行規則47条5号)にもかかわらず、貸金業者からその貸付けに係る債権を譲り受けたという場合には、保険会社にも貸金業法上の厳格な規制が及ぶことになる。しかし、(1)銀行や保険会社等は、銀行法や保険業法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応している。このように他の法律で貸付業務につき規律された者に、貸金業者より譲渡された貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。(2)また、債権者が同じ銀行や保険会社であるにも関わらず、譲り受けた一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。(3)さらに、銀行等が貸金業者から貸付債権を譲り受けたり、保険会社がその子会社たる貸金業者の貸付債権を譲り受けたりする等による、業態を超えた再編・提携の試み、債権管理コストの削減の試みが阻害される。</p>	日本損害保険協会	金融庁
197	26年 12月1日	27年 2月2日	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	<p>【提案内容】 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な“認可”を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、“届出”に緩和していただきたい。</p> <p>【理由】 他の会社との兼職規制の趣旨は、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。また、業務の親和性も高いことから、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。</p>	日本損害保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
198	26年 12月1日	27年 2月2日	金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付けに係る事務の代行にかかる認可の緩和	<p>【提案内容】 保険業法第98条第2項の認可および銀行法第52条の36の許可を得て、銀行代理業及びそれに付随する事務代行(保険業法98条1項1号、保険業法施行規則第51条1項3号・4号)を行っている保険会社が、その業務内容を銀行法上の届出の範囲(銀行法第52条の39)で変更する場合には(例えば所属銀行の追加を行う場合等)、保険業法上の認可を不要としていただきたい。</p> <p>【理由】 同一事案について、銀行法と保険業法とで、強度の異なる規制が二重に課されるという事態、すなわち、銀行法上は届出しか要求されないのに、保険業法上は認可まで要求されるという事態は、望ましくない。</p>	日本損害保険協会	金融庁
199	26年 12月1日	27年 2月2日	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	<p>【提案内容】 収入依存先を、(1)子法人等、関連法人等、及び、(2)当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。</p> <p>【理由】 経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。 また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。</p>	日本損害保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
200	26年 12月1日	27年 2月2日	保険契約の移転にかかわる手続きの簡素化	<p>【提案内容】 移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。</p> <p>【理由】 (a)簡易な合併手続き(会社法第796条第3項)の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。 (b)これに対し、契約移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっていることは合理的でない。</p>	日本損害保険協会	金融庁
201	26年 12月1日	27年 2月2日	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	<p>【提案内容】 中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施する。 もしくは、 ・脱退一時金の支給要件(資産額・加入期間の制限など)の更なる緩和 ・税のペナルティを課したうえでの中途引出しを可能とする措置の実施を図る。</p> <p>【理由】 年金受給開始年齢までは長期にわたるが、加入者が将来、中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合など、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある(現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。)。加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出要件を更に拡大することが必要と考える。 他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和と税のペナルティを課したうえでの中途引出しを認めるべきと考える。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
202	26年 12月1日	27年 2月2日	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	<p>【提案内容】 老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃する。</p> <p>【理由】 現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。 制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討いただきたい。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省
203	26年 12月1日	27年 2月2日	確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	<p>【提案内容】 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でない判断される運用商品について、除外要件を例えば「加入者等のうち2/3以上、もしくは過半数の同意」などに緩和する。</p> <p>【理由】 運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に当該運用商品の加入者等全員の同意を取得することは困難である。 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でない判断される運用商品について速やかに除外できるよう、除外基準を緩和することで、適切な運用商品が選定、提示されることを確保する。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
204	26年 12月1日	27年 2月2日	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	<p>【提案内容】 中小企業退職金共済制度からの確定拠出年金への制度移行を可能とする措置を実施する。</p> <p>【理由】 中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省
205	26年 12月1日	27年 2月2日	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	<p>【提案内容】 家事専従者など第3号被保険者、公務員を個人型制度の対象者とする。</p> <p>【理由】 家事専従者など第3号被保険者が制度の対象外となっていることは、特に拠出期間が短い加入者が退職して第3号被保険者になった場合に拠出の継続が認められないため、将来の年金受給額が少額に留まるといった問題があり、若年層の制度加入意欲を低下させるなど制度普及の阻害要因となっている。家事専従者など第3号被保険者を個人型制度の対象とすることは、個人の自助努力による資産形成に寄与するほか、確定拠出年金のポータビリティが拡充され、制度の一層の普及促進に資するものと考え。公務員についても、老後の資産形成の自助努力を図る観点から、個人型制度の対象とすべきと考える。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
206	26年 12月1日	27年 2月2日	自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化	<p>【提案内容】 自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着の法制化を要望する。</p> <p>【理由】 現在、自動車盗難は組織的窃盗団による転売目的の犯行が主流で、犯行の手口は高度化され、キーをかけるだけの対策では不十分である。自動車盗難による収益は反社会的勢力の資金源となっており、盗難車を用いた国際的テロも散見される。</p> <p>既にEU諸国、豪州、中東湾岸諸国などではイモビライザの標準装着が法制化されている。米国では部品取り防止のためのVINナンバーが法制化され、イモビライザの法制化には至っていないが、実態として95%の車にイモビライザが装着され、更にイモビライザが装着されていればVINナンバーの刻印が免除となるなど高い信頼を得ている。日本においては、数年前まで高級車やRV車など盗難被害の多い車を中心に普及が進んだが、徐々に大衆車や軽自動車にも装着されるようになり、2013年の自工会の調査では、国内向けに生産された180車種のうち、標準装着、一部標準装着、オプション装着を含めると158車種にイモビライザが装着可能となっている。しかしながら、2013年に国内向けに生産された自動車420万台のうちイモビライザ装着車は340万台であり、普及率は80%に留まる。</p>	日本損害保険協会	国土交通省
207	26年 12月1日	27年 2月2日	自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスの統合	<p>【提案内容】 自動車検査登録情報サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスを統合する等、利便性の向上からも同一機関での提供を要望する。</p> <p>【理由】 現在、自動車の「登録情報」は、登録車は自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)、軽自動車は軽自動車検査情報提供システムサービスにより電子情報を取得することが可能である。しかしながら、電子情報の取得に必要な契約データ(登録番号(車両番号)+車台番号等)だけでは登録車、軽自動車の別が区分できず、複数件検索等のサービス利用にあたり、サービス提供機関が異なることにより、利便性が低く利用しづらい状態にある。</p> <p>これについて、地方運輸局における検査情報を国土交通省が登録車情報と合わせて一元管理することを可能とし、上記サービス提供に関しても同一機関による提供を可能とするよう要望したい。</p> <p>また、現行のサービス利用時間は、自動車検査登録情報サービス(AIRIS)は「平日及び土日祝日9:00～17:00(年末年始(12月29日～1月3日)はサービス利用対象外)」、軽自動車検査情報提供システムサービスは「平日9:00～17:00(土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はサービス利用対象外)」となっており、利便性向上の観点からサービス利用時間を拡大いただくことを要望したい。</p>	日本損害保険協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
208	26年 12月1日	27年 2月2日	商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	<p>【提案内容】 会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。</p> <p>【理由】 過去に中央省庁OBを狙った殺傷事件が発生したが、企業トップもいつテロ行為の標的にならないとも限らない。 こうした状況下、商業登記簿謄本で会社代表者の住所を誰でも取得できる状態を放置することは、このリスクを高めるのみならず、個人情報保護の風潮にも逆行するものである。 登記簿への住所記載の理由は、登記の真実性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得できる、とすることで十分機能を果たせると考える。</p>	日本損害保険協会	法務省
209	26年 12月1日	27年 2月2日	電子的手法による住民税額の決定通知・変更通知の義務付けおよび通知書フォーマットの統一化	<p>【提案内容】 企業に対する住民税額の決定通知・変更通知について、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一する。</p> <p>【理由】 地方税法の改正により、企業側が提出する給与支払報告書は、電子データによる提出が義務化され、eLTAXも全市町村に導入されるに至った。それに伴い、eLTAXを利用して電子データで報告を行った場合には、各市町村へデータが振り分けられることとなり、報告書の提出にかかるコストは一定削減された。他方、市町村から送付される「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」「給与所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」に関しては、市町村により対応がバラバラな状況にあり、書面によるものとデータによるものが混在しているうえ、フォーマットにもばらつきがある状況であって、まだ企業側にかかなりの負荷がかかっている状況にある。特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定であるとのことであるが、市町村によって対応が異なることとなると、日本各地に展開している企業にとっては、負荷削減効果は引き続き限定的となる。住民税額の決定通知・変更通知の方法(書面・電子)やフォーマットが市町村ごとに異なると、管理が非効率であり、紙で送付された場合には企業でデータ化する際のインプットミスによる誤徴収も生じうる。したがって、少なくとも支払報告書の電子提出が義務づけられている企業に関する各種通知に関しては、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一すべきである。</p>	日本損害保険協会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
210	26年 12月1日	27年 2月2日	第三者による住民票の写し等の交付請求に対する市町村長による交付決定に係る判断基準の緩和・全国一律化等	<p>【提案内容】 保険会社が保険契約者(以下「契約者」という)の住民票の写し等の交付を請求した(以下「交付請求」という)ときには、市町村長は、当該保険契約の存在を確認することができれば当該交付請求に応じるものとしていただきたい。また、交付請求に必要な提出書類・事務手続の全国一律化もお願いしたい。</p> <p>【理由】 現行法上、第三者による住民票の写し等の交付請求が認められるか否かの判断は市町村長の裁量に委ねられている(住民基本台帳法12条の3)。この点に関して、平成20年12月19日に総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課長に対して事務連絡が通知されたが、いまだに具体的な取扱いが市町村毎に区々な状況にある。しかし、保険会社は、当該保険契約にかかる権利義務内容が記載された書類や、契約者が保険金・返戻金等を受け取るための手続書類、契約者が所得控除を受けるために必要となる保険料控除証明書など、契約者の権利義務に関する重要な書類を契約者の住所に多数郵送するところ、交付請求が認められないことによって契約者の連絡先が不明な状態が続くと、重要な書類を契約者に提供できず、結果として、契約者に、本来行使できる権利を行使できない等の不利益を被らせるおそれがある。また、住民の個人情報情報の要保護性が市町村毎に変化するものではないことに鑑みれば、市町村毎に交付請求の可否が分かれうることになる現行制度の状況は不合理である。一方、保険会社は、保険金請求案内事務等を個々の契約者毎に迅速かつ適切に行えるような適切な保険金等支払管理態勢の構築や、契約者本人への継続的なアクセス確保の取組みが求められ(平成26事務年度金融モニタリング基本方針VI-2-1(1)参照)、契約者の連絡先が不明になった場合には、可能な範囲で調査を行う義務が課されている(保険検査マニュアル)。このように、保険会社は、契約者に十分な情報と権利行使の機会を与えるべく、契約者へのアクセスを確保することが義務付けられているのであって、かかる義務を履行するためには、連絡先不明の契約者につき、交付請求が滞りなく認められる必要がある。また、交付請求に際して市町村毎に異なる提出書類、事務手続が要求されることは、全国で事業を展開している企業にとっては徒らに事務処理コストがかかる結果となるため、是正すべきである。</p>	日本損害保険協会	総務省
211	26年 12月1日	27年 2月2日	自動車リサイクルシステムを活用した中古自動車の解体部品の通関手続き時における監視強化	<p>【提案内容】 無許可解体業者等による盗難車の不正輸出の防止を図るため、中古自動車を部品に解体し、輸出する際の通関手続時に、輸出申告者が自動車リサイクル法に基づくマニフェストを税関に提示するという新潟港の取り組みを、全国の港に拡大するよう要望する。</p> <p>【理由】 自動車は一旦部品に解体されてしまうと、その部品が盗難車のものか判別する手立てがないため、現状、盗難車は大半が解体され、中古自動車部品として不正に輸出されている。不正輸出防止に向け、新潟港では自動車リサイクルシステムを活用した独自の取り組みが行われている。関係省庁が協力し、新潟港の取り組みを全国の港に拡大するよう要望する。</p>	日本損害保険協会	環境省 経済産業省 財務省 警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
212	26年 12月1日	27年 2月2日	インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止	<p>【提案内容】 インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通を阻止するため、また、違法な出品者への対策のため、相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度を設けることを要望する。</p> <p>【理由】 インターネットオークションを通じて盗品カーナビの流通を阻止するための規制が存在していない。平成21年度に総合セキュリティ対策会議がまとめた報告書において、インターネットオークション事業者に対し「出品時のカーナビの製造番号の記載の義務化」、「製造番号に係る部分の画像の掲載の推奨」、「盗品と疑わしきカーナビの製造番号の検索可能化」などを行うことが望ましい旨記述され、一部のインターネット・オークション事業者においてはこれらの対策が実施されている。しかし、カーナビ被害の盗難件数は依然として多い状況にあり、盗品カーナビの流通阻止を目的にインターネット事業者における出品者確認の強化および申告義務違反に対する出品者の行政処分・罰則の規定を設けるべきである。</p>	日本損害保険協会	警察庁
213	26年 12月1日	27年 2月2日	イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定	<p>【提案内容】 自動車の盗難防止を図るため、自動車盗難対策として最も効果的であるイモビライザ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具の所持を、業務その他正当な理由による場合を除いて制限する法令の制定を要望する。</p> <p>【理由】 イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした条例が愛知県(2013年7月)、茨城県(2014年7月)で施行されたが、現状、法令化まではされていない。近年、自動車の盗難を防止するために車両に装備している「イモビライザ」の機能を無効化する器具を用いた盗難が増加し、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっている。インターネット上で購入できるときもあり、この器具が広く流通するに至っており、所持できること自体が問題となっている。また盗難車両を用いた二次犯罪も発生している。このような状況に対し、何ら対策を講じなければ、自動車盗難が増加し続け、消費者がイモビライザ装着車を選好したとしても自動車盗難に遭うことを防ぎようがない。住宅侵入犯罪が増加したときに、その対策として「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)が制定したように、イモビライザを無効化する器具の所持等を法律で規制し、国民の財産を守る方策を講じる必要がある。類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したことと同様に、自動車盗難を激減させることができる。また、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことにつながり、社会の安全・安心に寄与しうる。</p>	日本損害保険協会	警察庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
214	26年 12月19日	27年 2月2日	LPガス保安 機関の事業所 増設時の事後 届出の廃止	<p>(提案の具体的内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安機関が事業所を増設する場合、事後届出を不要とする。 <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安機関の手続きについて、A認定、B認定更新、C一般消費者等の数の増加認可申請、D減少届出、E保安業務規程の認可申請、F保安業務規程の変更認可申請、G保安機関変更届出がある。 事業所を増設する場合 事前にCとF、事後にGを提出する。 保安機関が事業所を増設する場合、あらかじめCとFを認可申請しており、事後届出を一律に義務付ける必要性はない。 事後届出を不要とすることで、コスト削減になると考えられる。 県内で事業を行う場合のみ県手続。事業拠点を増やすような事業者は、広域で事業展開するため国所管となるものが多い。 	埼玉県	経済産業省